

第6章 施策の体系

本章は、①分野、②関連する施策を束ねた基本施策、③施策、の3つの階層で構成しており、③施策には、本計画期間で取り組む主な事業を示す。

本計画では、市の機構を前提とするのではなく、市民の視点により公共課題を中心として構成した。文化・市民生活及び緑・環境をそれぞれ独立した分野にすることで、これまでの5分野から6分野にするとともに、生涯学習や防災等の項目を文化・市民生活分野にまとめて記載するなど、項目の整理も行った。

I 健康・福祉

この分野は、誰もが互いを尊重しあい、支え合う気持ちを大事にしながら、住み慣れた地域で健康に暮らし続けられることを目的とする。

市民一人ひとりの支え合いの気持ちをつむぐとともに、自発的かつ主体的な地域福祉活動を推進し、福祉課題解決に取り組むことが重要である。このような取り組みを支援するとともに、福祉に関連する多様な主体との連携を深めながら複層的に支援を行っていくことで、誰もがいきいきと健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、支え合いのまちづくりを推進する。

基本施策1 支え合いの気持ちをつむぐ

人口構成の変化(少子化・高齢化)、核家族化や単身世帯の増加など家族の小規模化や、家族や近隣関係が希薄化し、地域での支え合いも弱まるなど、市民をとりまく環境・状況が変化している。行政や専門機関により、さまざまな福祉制度や介護保険制度に基づくサービスで対応してきたが、既にこれらの制度だけで対応できる範囲は超えている。一方、地域を支えてきたコミュニティ協議会、地域福祉活動推進協議会(地域社協・福祉の会)では、担い手不足が問題になっている。地域福祉活動の主役は市民であり、市民が自発的、主体的に地域の健康・福祉課題を発見し、その解決や予防に取り組んでいくことが重要である。そのため、市は地域社協(福祉の会)やNPOなどと連携して市民同士の良好なコミュニケーション構築への支援や地域福祉力の向上に取り組んでいく。また、お互いを認め合い、誰もが地域でいっしょに暮らしていくために、心のバリアフリーを推進していく。

(1) 自発的・主体的な地域福祉活動に向けた啓発

多様な市民が、地域で共に心地よく暮らしていくためには、市民一人ひとりが異なる状況や状態にあることへの認識を基盤とした相互の理解と尊重が重要である。高齢者や障害者への理解を深めるとともに、接し方を知ることができる場等を提供していく。また、ボランティア活動や福祉活動への関心や理解を促し、地域社協(福祉の会)やボランティア団体等の地域福祉活動への参加のきっかけづくりに取り組む。

(2) 市民が主体となる地域福祉活動の推進

市民一人ひとりに、自分にできることへの取り組みを促すとともに、市と社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会(市民社協)が中心となって、関係する市民、地域社協(福祉の会)、NPO、市民団体、事業所をコーディネートしながら、福祉の推進に取り組んでいく。またテンミリオンハウス事業については、誰もが集える場所として機能を発展させる。さらに市民の自発的な活動の状況を踏まえ、地域福祉活動を推進する仕組みを検討する。これらの活動が発展するよう市

は市民社協と一層の連携を図る。

(3) 地域の人とのつながりづくり

平素から自らの住む地域の人とつながりを持つことは、生活に潤いをもたらすとともに、困ったときの助け合いにもつながる。そのため早めに変化に気づける日頃の顔見知りや見守りのネットワークづくりを進める。災害時に支援が必要な高齢者や障害者については、安否確認から避難支援へつなげられるよう、引き続き災害時要援護者対策事業を進める。

基本施策2 誰もが地域で安心して暮らしつづけられる仕組みづくりの推進

核家族化や高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでおり、地域社会の姿が変化してきている。老老介護や虐待など生活課題も多様化・複雑化しており、市民一人ひとりが住み慣れた地域で暮らしつづけるためには、特定の団体や行政内の特定の担当部署、あるいは市民個人で課題を抱え込むのではなく、NPOやボランティアなど多様な主体との連携や、分野を越えた連携を推進する必要がある。すべての市民が、その年齢や状態に関わらず、本人の意思に基づいて住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・医療・福祉・教育など地域生活に関わるあらゆる組織・人が連携しながら体系的、継続的に支援をしていくという地域リハビリテーションの理念の実現に向けた取組みを進める。

(1) 在宅生活支援のネットワークづくりの推進

在宅生活を継続できるよう、その人の状態にかかわらず必要かつ的確な情報と支援を受けられるよう、継続的かつ体系的な支援体制づくりを進める。多様な機関や職種が連携し、保健・医療・福祉・教育など多面的な支援が得られるよう、協議の場の設置をはじめとする仕組みづくりを推進する。また、このような仕組みを有効に活用できるよう、市民への浸透を図る。

(2) 障害児への支援

障害児とその親にとって地域での生活に困難が生じることがないように、生活全般について継続的に見守り、ライフステージの節目で支援が途切れることのないような仕組みを構築する。心身に何らかの障害のある子どもに対する早期からの療育を推進するとともに、障害児を育てる親の不安を軽減するための相談支援等を充実させていく。

(3) 認知症高齢者施策の推進

高齢社会の到来とともに、認知症高齢者も増加している。市民の理解を進めるとともに、家族の精神的・身体的負担を軽減するため、相談事業をはじめとする支援などを充実させる。

(4) 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進と現状を踏まえた事業の見直し

高齢者や障害者などが日常生活における判断能力が低下した場合でも、犯罪や虐待などの被害にあうことがないよう権利擁護事業・成年後見制度の利用促進に取り組む。また時代の変化や制度の変更等に伴い現状に適さなくなっている事業については、有識者を交えて見直しを進める。

基本施策3 誰もがいつまでも健康な生活を送るための健康づくりの推進

変化の激しい今日の社会では、誰もが多くの悩みやストレスを抱えている。また高齢化の進展に伴い、地域で活動する人材が増えると同時に、要介護高齢者、認知症高齢者など、生活のために支援を必要とする人も増加している。穏やかに健やかに暮らし続けられるように、市民一人ひとりが、こころの健康維持や増進を図るとともに、疾病予防、介護予防、食育など、生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう環境を整備する。

(1) 予防を重視した健康施策の推進

市民がいつまでも健康で暮らし続けるためには、病気になってからの治療も重要だが、疾病を予防することも重要である。死亡原因の一位であるがんに対する対策や生活習慣病の予防など、健康で暮らし続けるための施策を推進していく。

(2) 健康を維持・増進するための施策

支援や介護が必要になっても、地域で暮らし続けられることは重要であるが、健康であり続けられることも大切である。そのため、メンタルヘルスや食育なども含めて、生涯を通じた健康づくりに取り組んでいく。

基本施策4 誰もが地域でいきいきと輝けるステージづくり

自分の活動に生き甲斐を感じ、またその活動と自身の存在を認められると人は輝きを増す。地域における様々な活動において、誰もが自分に役割、出番があると感じることができるステージづくりを推進する。高齢者や障害者も、必要に応じた支えの中で「地域を活性化する存在」として輝きを放ち、地域の中でいきいきと暮らせるよう、余暇活動及び社会活動・社会貢献活動を支援していく。また、働く意志や希望をもつ障害者の雇用の機会拡大と、障害者にとって働きがいのある就労の支援をしていく。

(1) 高齢者・障害者の活動支援の促進

高齢者の増加は、地域人材の増加でもある。元気な高齢者が、積極的に社会参加するとともに、社会貢献するための場づくりなどについても検討していく。また、障害者や社会的引きこもり状態にある人も、地域にとって大切な人材である。誰もが地域での役割を持ち、また社会参加できるよう支援をしていく。

(2) 高齢者・障害者の雇用・就労支援

高齢者や障害者が、地域でいきいきと自立した暮らしを送るためには、就労も大切な要素である。そのため、高齢者については、シルバー人材センターの就労機会拡充や地域での活動を支援していく。障害者については、就労支援センターを中心に学校、福祉施設、企業との連携を深め、個別の障害特性に配慮した支援を充実させていく。

基本施策5 住み慣れた地域での生活を継続するための基盤整備

高齢者だけの世帯、高齢単身世帯の増加や障害者の高齢化が進み、生活していくうえで発生する様々な課題への対応が、本人や家族だけでは困難な状況が生まれてきている。そのため、相談受付や在宅生活支援サービスなどを24時間利用できるような体制づくりを推進していくとともに、福祉サービスをコーディネートする人材の育成や、福祉に関わる専門職の資質の向上及び人・団体のネットワーク強化によるサービスの質の向上に努め、生涯を通して地域で暮らすことができる仕組みづくりを推進していく。

公共施設の建て替えなど基盤整備にあたっては、民間事業者や民間の各種施設との連携や役割分担などを前提として、特定の目的に限らない多機能型・複合型の施設整備を推進する。また、ユニバーサルデザインを一層推進するとともに、自分らしくいられ、自分が必要とされていることが感じられるスペースや機会がごく普通にある地域社会の創出を行っていく。

(1) サービスの質の向上

必要な人へ必要なサービスをつなげる人材を育成するため、研修や情報交換の場を設けることで、日頃蓄えた経験や知識の共有化を進めるとともに、事業者同士の連携を深めることでサービスの質の向上を図る。また、福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進することにより、サービスの質の向上につなげるとともに、サービス利用の際の選択の判断材料を提供していく。

(2) サービス基盤の整備

既存施設の老朽化や施設へのニーズ動向を見極めながら、「公共施設配置の基本的な方針」(第4章-3 本計画期間における基本課題「課題 C」参照)に基づき、施設を計画的に整備していく。また、民間事業者等を誘導しながらグループホーム等の基盤整備を推進する。軽費老人ホームくぬぎ園は、高齢者、障害者サービスなど特定の目的に限らない、地域の拠点機能も含めた多機能型・複合型の施設としての整備を検討する。

II 子ども・教育

この分野は、次の世代を担う子どもたちが健やかに育つとともに、子育て家庭にとっては子育てが楽しく充実したものになることを目的とする。

少子化の進行は親の就労状況や経済状況などにも影響を受け、一朝一夕に解決するものではないが、子どもたちが健やかに育ち、未来に向けて自ら力強い一歩を踏み出す力を身につけるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる社会の実現を目指して施策を推進していく。

基本施策1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

子ども・子育て支援策は、世帯構成や親の就業形態、世帯の経済状況、親の子育てに対する意識や親子関係のあり方などが多様化する状況への対応が求められている。一方で、家庭の教育力・子育て力を高めていくことが重要である。子どもたち一人ひとりが健やかに育ち、親が安心して子どもを育てられる社会を実現するために、すべての子どもと子育て家庭に基礎的サービスが行き渡るようにするとともに、支援を必要としている子どもや子育て家庭に対しては、個別性を踏まえた上で適切な対応を行っていく。また、保育サービスを充実させて子育てと仕事が両立できる環境を整えるなど、子ども自身の育ちと子育て家庭への支援を総合的に展開していく。

(1) 一人ひとりの子ども、それぞれの家庭への支援の充実

子どもたちが健やかに育ち、子育て家庭が安心して子どもを育てられるよう、全ての子育て家庭を対象とした支援を充実していく。学習機会の提供等による家庭の教育力向上や、ワーク・ライフ・バランスの推進等による子育てへの意識改革に向けた啓発を進めるとともに、子ども家庭支援センターにおける地域子育て支援機能を充実させていく。

(2) 子ども・子育て家庭へのセーフティネットの充実

子育て中の親が、過度の不安感や負担感を持たず、日々の子どもの成長に喜びと生きがいを感じられるよう、支援を必要としている子育て家庭の個々の事情に応じた支援機能を強化する。子ども・子育て家庭に対するセーフティネット機能を充実させるために、子ども家庭支援センターの相談機能、ひとり親支援機能等の強化を図るとともに、職員の専門性と対応力も向上させる。

(3) 保育サービスの充実

保育園入園希望者は引き続き増加することが予想され、待機児童解消に向けた施策を推進するとともに、多様な保育ニーズへの対応を進める。公立保育園は、段階的に公益財団法人武蔵野市子ども協会(以下「子ども協会」という)へ設置・運営主体の変更を進めており、移管に伴って生じた課題を検証するとともに、5園移管後の公立保育園の担う役割、あり方について検討する。また、保育に対する適正な負担のあり方についての検討を行う。

基本施策2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

これまでの子ども・子育て支援は「家族の絆」と「地域の絆」の観点を重視しながら、施策を展開してきた。しかし、今日家庭と地域とのつながりが緩むとともに、家族内の個人化という二重の孤立傾向が顕著となっている。そのため、既存のネットワークに加えて、個をベースとする比較的穏やかな絆を何層にも重ね合わせて子ども・家庭の孤立を防ぐ新たなネットワークを構築してい

く必要がある。

また、子どもや子育て家庭が、信頼できる情報に容易にアクセスできる環境を整備するとともに、子ども自身や子育て家庭が発した声を確実に聞き取り、支援者へと伝えていく仕組みを構築する。さらに、支援を必要としているにもかかわらず自ら声をあげない、あげられないでいる子ども・子育て家庭に働きかけ、支援者となつないでいく体制も一層整備していく。

(1) 子育て支援団体や関連施設とつながる仕組みづくりと情報発信の充実

子育て家庭が地域の子育て支援団体や関係施設とつながり、継続的なサポートを受けられる仕組みを構築するとともに、子育てに関する情報提供の仕組みも充実させる。子ども家庭支援センターを核として、①子育て家庭同士や子ども・子育て家庭と支援組織をつなげる仕組みづくり、②行政や事業者の相談・サポート体制の充実、③民間・行政を問わず子ども・子育て支援に関する情報が包括的に集約され発信される環境の整備を重点的に進めていく。

(2) 共助の仕組みづくり

地域で子育て支援を必要とする家庭を援助するファミリーサポート事業の推進や、NPOや地域団体など多様な主体によるひろば事業・子育て支援事業の展開を検討するとともに、子育て自主グループの育成・支援、地域の子育て力向上を目的とした講座の実施など、新たな共助の仕組みづくりを進める。子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぎ、子どもの安全を確保するため、引き続き地域で子どもを守る体制の強化を進める。

基本施策3 青少年の成長・自立への支援

子どもたちは家族や地域の人びとに守られ、多くの人の支援を受けながら日々成長していく。やがて自分が家族や地域の一員であることを自覚し大人へと成長すると、家庭や地域を支える存在となっていく。このようにして家庭も地域も、未来へと受け継がれていくが、子どもたちにとっては地域とのつながりを実感しにくい面があるため、「自らも地域の一員であり将来の担い手である」という自覚をそれぞれの子どもたちが持てるよう、地域活動への積極的な参画を促していく。

地域住民が主な担い手となっている地域子ども館あそべえ等を充実していくほか、子どもたちが発達段階に応じた判断力や行動力を身につけられるよう、体験活動や武蔵野プレイスを活用した取り組みを充実させていく。

(1) 小学生の放課後施策の充実

地域子ども館あそべえは、異学年・異年齢交流の促進を目指し、スタッフのスキル向上や、専門性の高いスタッフの配置を行っていく。学童クラブでは、一時育成事業を実施するほか、特に支援を必要とする子どもへの対応力を強化していく。子どもたちが地域で過ごし、地域で育っていけるよう、地域住民による自主的な活動に対して、境冒険遊び場公園(プレーパーク)でのノウハウの提供や公園の利活用などの支援を行っていく。

(2) 豊かな人間性と社会に踏み出す意欲の育成

子どもたちが、体験等を通じて、豊かな人間性を身に付けられるよう、自然体験事業を実施していく。むさしのジャンボリー事業は、事業の実施方法等を検証し、担い手の固定化や高齢化などの課題を解決しながら、引き続き子どもたちにとって貴重な事業として実施していく。子どもたちの社会性や創造力を高めるため、子ども協会や公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団と連携し、武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業を実施する。

(3) 地域活動への積極的な参画支援

子どもたちが地域の一員であるという自覚をもてるよう、地域活動に参画できる仕組みや参画しようと思える環境を整え、地域に支えられる側から地域を支える側への成熟を促す。

基本施策4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

子どもや子育て家庭への支援は、様々な団体や機関等によって担われている。これらの団体や機関と市は、適切な役割分担に基づき、互いに連携し合いながら質の高い公共サービスを提供していくことが重要である。

武蔵野市全域の子ども育成活動全般について横断的、効率的、包括的に支えることを目的として設立された子ども協会と密接に連携しながら、乳幼児から小学生までを対象とする子どもの育成に取り組んでいく。また、子育て支援施設については、今後の人口動態や家族構成の変化などによるニーズの変化を的確に捉えた上で、長期的・全市的視点により再編・整備を進めていく。

(1) 子育て支援実施体制の整備

市と子ども協会との役割分担を明確にするとともに、互いに連携しながら子育て支援施策を充実していく。地域子ども館あそべえ事業と学童クラブ事業は子ども協会に委託し、その活動を検証するとともに、子どもの視点に立った放課後の居場所の核としての機能の充実・強化を図るため、「小学生の放課後施策推進協議会」と協議しながら、運営の一体化についても検討していく。幼児教育への関与のあり方については、有識者を交えて検討を行い、その振興を図る。

(2) 子育て支援施設の整備

桜堤児童館は、その機能・役割を全市的に発展させ、将来的に0123施設化を図る。ただし、施設の一部については、平成24年度に「プレこども園」として使用した後、周辺地域における保育需要を勘案しながら、桜堤保育園分館としての利用を検討する。旧泉幼稚園跡地は、コミュニティセンターとの役割分担を踏まえ、子育てひろば機能と保育サービス機能を有する、NPOや市民活動団体の運営による地域参加型の子育て支援施設及び公園として活用する。市立保育園について、運営形態の検討状況及び待機児童の状況を勘案しながら改築・改修計画を策定する。子ども協会の認可保育園についても、改築・改修に対する支援を行っていく。

基本施策5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

子どもたちは学校教育を通じ、基礎学力はもちろんのこと、社会に主体的にかかわっていく力や自分の考えや意志と表現しながらも、他者を理解し受け入れる力を身に付けていく必要がある。そのため、学校、家庭と地域社会が連携しながら子どもたちを見守り、励まし、支援していくことが求められている。このように、地域に支えられた学校で子どもたちが育つことの意義を家庭や地域が再認識し、広く共有することが重要である。

確かな学力の向上に加えて、豊かな自然に触れる体験活動や知的好奇心を高める活動を今後も重視し、知性・感性を磨き、未来を切り拓く力を培う教育を実践していくとともに、学校、家庭、大学や企業なども含めた地域との連携や学校教育と生涯学習事業との連携を一層促進し、地域に深く根ざした教育を実践していく。また長期宿泊体験などを、子どもたちの自立に向けた重要な機会と位置づけ、これらを通じて次代を担う力を育成していく。さらに、子どもたち一人ひとりが置かれている状況に配慮し、特別支援教育や教育相談を一層充実させるとともに、学校や教員への支援体制整備を推進していく。

(1) 確かな学力と個性の伸長

自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等の育成を重視した指導を一層充実させていくとともに、子どもたちの興味・関心を引く授業を実践していく。確かな学力の向上のため、引き続き児童・生徒の習熟度に合わせた指導を充実させるとともに、学習支援教室を活用した学力補充の充実や、家庭と連携した学習習慣の確立に取り組んでいく。また、情報通信技術（ICT）を効果的に活用した授業を進めるとともに、情報モラルを含めた情報活用力の育成についても取り組んでいく。

(2) 豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育の推進

子どもたちの知的好奇心や豊かな人間性を育むため、セカンドスクールなどの自然体験活動の質の向上を図る。また、子どもたちの豊かな感性や創造力を養っていくため、音楽や美術、演劇の鑑賞など文化・芸術活動を充実していくとともに、食育や環境教育などの取組みも引き続き推進していく。また、子どもたちの目を社会にも向けさせ、自己と社会との関係を考えさせるためのシチズンシップ教育やキャリア教育を推進する。

(3) 学校と地域との協働体制の充実

子どもが育っていくためには学校、家庭、地域の緊密な連携が大切である。学校から家庭や地域への積極的な情報発信を行うとともに、開かれた学校づくり協議会の学校運営への参画を推進する。また、地域の拠点として学校が果たす役割についても検討し、学校と家庭を含む地域との双方向の関係を強めていく。地域の企業や大学などの優れた教育資源の連携による特色ある授業を実践するため、これらの主体も含めた学校教育のネットワークを構築していく。

(4) 特別支援教育・教育相談の充実

支援が必要な児童・生徒の個別の教育ニーズに応じて、より専門性の高い指導を行う必要があることから、児童・生徒の多様性に応じられる学びの場を整備していく。また、不登校やいじめなどの当事者となった児童・生徒への適切な支援を実施するため、教育支援センターによる取組みを充実していく。

(5) 学校・教員支援体制の充実

教員に求められる能力や役割は多岐にわたっており、個々の教員をきめ細かく支援する教育アドバイザーの活用を進めるとともに、階層別研修を充実し教員のスキルアップを支援する。これまで各校が個別に蓄積してきた研究成果等の利活用や教員支援の拠点として、教育センター機能の設置を検討する。設置の検討にあたっては、大学や企業等の地域人材と学校とを結び付けるコーディネート機能や既存の教育支援センターとの機能連携などの研究も行う。

(6) 少子化に対応した学校教育のあり方の検討

すでに単学級の学年が生じている状況を踏まえ、小規模を生かした学校運営や教育活動も含めた学校教育のあり方を検討していく。児童・生徒が一層質の高い教育を受けられるよう、各学校の特色を活かした教育の展開や地域からの支援の活用などによる教育環境の整備などを進める。小学校と中学校の連携をいっそう強めるとともに、幼稚園・保育園から小学校への接続をスムーズに行うための連携も促進していく。

(7) 教育環境の整備、計画的な学校整備・改築の推進

子どもたちの安全な学校生活や、地域の防災拠点としての観点から、学校施設・設備の定期的な点検・整備を実施する。また、子どもが犯罪に巻き込まれないよう、地域ぐるみで子どもの安全を守る体制づくりを推進する。校務情報や個人情報に対するセキュリティ対策を万全にしながらICT環境の計画的な整備を進める。学校施設や調理場などの施設は老朽化が進んでおり、大きな財政負担を伴うことから、長期的な方針を定めて計画的に整備・改築を行っていく。

Ⅲ 文化・市民生活

この分野は、市民文化がさらに成熟すること、コミュニティが発展していくこと、生涯学習やスポーツなどが充実していくこと、そして産業の振興、交流や災害・危機に強いまちづくりを継続していくことで市民生活がますます充実していくことを目的とする。

市民の自主的なコミュニティづくりの考え方を継承しながら、対話を通してコミュニティのあるべき姿が市民の間で共有されることを支援するとともに、地域における様々な活動が活性化するような新たな仕組みの構築を進める。

基本施策1 地域社会と地域活動の活性化

コミュニティ構想に基づき、市民による自主的なコミュニティづくりを進められるとともに、防災・防犯、福祉、子育て支援、青少年の健全育成、まちづくり等の幅広い分野で、市民と市が協力しながら行う地域活動や市民が自主的に行う活動により、多くの成果が積み上げられてきた。一方、核家族化、単身世帯の増加、少子高齢化、地域に暮らす人と人との関わりの希薄化や多くの人が地域社会への関わり方を見いだせずにいることが問題となっている中、東日本大震災により近隣関係の大切さがあらためて認識された。孤立せず、周囲とつながりながら安心して暮らしていけるように、市民の中で議論を重ねることで、これからの武蔵野市にふさわしいコミュニティを再構築していく。

(1) 地域のつながりの共有

コミュニティづくりにおける「自主」の根幹は、地域社会による自己決定と、その決定を他の地域や市が受け入れ、尊重することにある。市民が対話を重ねながら地域のつながりを醸成・再確認するとともに市は共有するためのサポートを行う。コミュニティセンターは、市民の活動拠点として、また多世代が集う居場所として、より広く利用されるようにしていくとともに、運営上の負担感等を解消する必要がある。そのため、コミュニティセンターの機能や役割、管理・運営等のあり方について検討していく。

(2) 地域活動の活性化

地域活動が一層活性化するため、①参加しやすく、お互いを縛りすぎないネットワークとして多数かつ重層的に存在し、②中心となる人物に過度な負担がかかりすぎない緩やかなつながりであり、③支える/支えられるという役割が固定したものではなく、それぞれが出番のあるような関係であり、④活動を自らマネジメントできるような仕組みの構築を行っていく必要がある。今後も、活動団体が相互に連携するとともに、地域活動が展開するための支援の検討や環境の整備を推進する。

基本施策2 互いに尊重し認め合う社会の構築

年齢、性別、人種等に関わらず互いを尊重し認め合うとともに、それぞれの能力を発揮できる環境をつくることは、全ての人が心豊かな生活を送る上で重要な要素である。引き続き、あらゆる生活の場において、誰もが共に活動に参画するとともに、その利益を享受し、責任を担う社会を目指した取組みを推進する。また、暴力(DV)等が社会問題として顕在化していることから、一人ひとりが尊重される社会の構築を進める。

第二次世界大戦中に本土空襲の目標地となった歴史を持つことから、平和に対する強い願いを持ち続け現在の豊かな文化の基礎を築いてきた。引き続き一人ひとりの命と人権が守られる真に

平和な状態を保ち、国際交流・協力等を通じて相互理解に基づいた社会を構築していく。

(1) 一人ひとりが尊重される社会の構築

誰もが地域で自分らしく暮らすためには、互いに認め合い尊重し合える風土の醸成が重要である。偏見、差別がなく、虐待の起こらない社会の構築を目指す。

(2) 男女共同参画計画の推進

男女が対等な立場で、あらゆる分野に参画する機会が確保され、性別によって不利益を被ることがない社会を実現する。そのために男女が共に個人としての生活を大切にし、社会に対しての責任を果たし、個性と能力を十分発揮できる環境をつくとともに、互いが子育てや介護、地域活動へ参加できるよう、啓発活動なども推進する。

(3) 平和施策の推進

戦争や争いが無いだけではなく、互いに人として尊重される社会が実現されることで真の平和がもたらされる。過去から現在、未来へと平和への思いをつなげていくため、市民の平和に関する学習を進めるとともに、戦争体験の伝承を継続していく。また、多様な文化、生活、習慣への理解が深まるよう、市民レベルの国際交流を通して平和の土台となる相互理解を深めながら、国内だけにとどまらず国際社会へも平和の意義を発信していく。

基本施策3 市民文化の醸成

市民文化とは、音楽や絵画といった文化・芸術のほか、コミュニティ、食、生活様式、まちづくりや景観に至るまで、市民生活全般に関わる有形無形の活動の集積の結果として生まれる成果である。早くから都市基盤や市民文化の拠点となる各種施設の整備、緑を基調としたまちづくりを積極的に進めており、さまざまなコミュニティ活動等が行われてきたことにより、質の高い住宅環境や緑の景観が構築されるとともに、多様な市民文化が発展を遂げてきた。本市が「訪れたいまち・住みたいまち」として高く評価されていることは、長い年月をかけて醸成してきた市民文化が評価されたことに他ならない。今まで築き上げられてきた市民文化を、これからも大切に守り育て、発展させていくとともに、住む人のみならず訪れる人や事業者等にとっても魅力的なまちであり続けるよう、今後も市民文化の醸成に努めていく。

(1) 市民の文化活動への支援

市民文化は市民生活全般における活動の集積であり、長年積み重ねられた市民文化が現在の本市の豊かな魅力を支えていることから、地域における様々な文化活動が一層活性化し、多様な市民文化が醸成され続けていくため、市民、関係団体などが一体となった文化活動への支援を推進していく。

(2) 文化活動の拠点となる施設の連携と利便性の向上

幅広い分野にわたって市の各部署が生涯学習事業、文化事業を行っている。文化施設、生涯学習施設、体育施設間の事業や運営における連携を強化するとともに、各施設で実施する文化活動や生涯学習活動、スポーツ活動等に対する支援を推進していく。

(3) 文化施設の再整備

市民文化の拠点である公共施設の中には、老朽化やバリアフリー等の課題を抱える施設や、他の施設と機能が重複している施設もあり、既存の役割、機能を勘案しつつ、総合的、計画的な観点から整備を推進していく。旧西部図書館は、市民が利用可能なスペースを備えた歴史資料

館として再整備する。吉祥寺美術館の拡充の要否の検討を行う。武蔵野公会堂と市民会館については、圏域ごとの面的な施設配置の中で求められる役割や位置づけを検討する。

(4) 魅力ある都市文化の発信と都市観光の推進

現在のまちの姿は、まちづくりの理念を振り返り、歴史に学びながら、長年にわたり築きあげてきたものである。こうした温故知新の姿勢も大事にしながら着実にまちづくりを進めていくことが、郷土意識の高まりや地域への愛着が深まることにつながるとともに、新しいまちの魅力を生み出すことになる。今後も、このようなまちづくりを推進しながら、まちの魅力や情報の発信による都市観光の推進につなげていく。

基本施策4 市民の多様な学びやスポーツ活動への支援

市民の生涯学習に対するイメージを、従来の講座等による学習のみならず自主的に行う様々な学びの活動にまで広げるとともに、「参加と学び」の循環を作り出すことで、成熟した生涯学習社会の実現を目指す。また、地域を仲立ちとして生涯学習と学校教育とが有機的に結びついていくような仕組みをさらに発展させていく。武蔵野プレイスは「図書館」を中心に多様な機能を併せ持つ知的活動や交流の拠点としての機能の中核を担っている。今後も、武蔵野地域自由大学や武蔵野地域五大学との連携を行いながら市民に学びの場を提供していく。

また、趣味として、健康維持の手段として、また保健指導の一環としてや地域コミュニティの形成など、スポーツをめぐる状況に柔軟に対応しながら、市民が地域で気軽にスポーツや運動を楽しむための環境を整備していく。

(1) 生涯学習機会の拡充

学ぶ機会を求める市民の知的な欲求に応えるため、生涯学習に関する情報を分かりやすく提供する必要がある。そのため市の各部署、生涯学習団体、企業、地域の大学といった様々な主体の生涯学習情報の一元化・共有化を進める。また、各主体間の連携、ネットワーク化の推進とともに多様に学び、参加できる機会の拡充を図っていく。さらに、市の各部署の所管事業等を通じた学習機会の積極的に提供などによる、きっかけづくりなども推進する。

(2) スポーツの振興

スポーツの目的は競技、気分転換、仲間づくり、レクリエーション、健康の維持、疾病予防など様々であるが、誰もが自分に合った運動を生活の中に取り入れ、楽しむ機会を得られるようにするため、既存施設の整備とともに、旧桜堤小学校跡地を利用した武蔵境駅圏の施設の設置を行う。また、運動やスポーツ活動を支える地域の担い手を育成していく。

(3) 図書館サービスの充実

資料の収集やレファレンス・サービスの向上等によって、市民の学びと課題解決を支援する機能の強化を図る。また、ICTの活用により図書館が直接保有していない情報へのアクセス環境を整備するとともに、外部データベースや地域アーカイブシステムを利用した学習活動の支援、電子図書の活用等についても検討を進める。また、多様な市民の要望に柔軟に応え、サービスを充実させるための運営のあり方についても検討していく。

基本施策5 地域の特性を活かした産業の振興

都内有数の商業集積である吉祥寺をはじめとする駅周辺の商業は、市全体のにぎわいや活力を生み出す原動力である。今後も、都市間競争を勝ち抜くために、まちづくりと連動した商業振興策を実施する。一方、路線商業は地域のコミュニティにとって重要な存在であり、市民の日常生活を支える機能を担っているため、引き続き活性化を支援していく。また、新しい活力を生み出すとともに地域の課題解決となるようなコミュニティビジネスを育てることも視野に入れた起業支援、企業誘致のあり方を検討する。

農地は安全、安心な食料を提供しているばかりでなく、貴重な緑の空間であり、景観の醸成、生物多様性の保全、災害時の避難場所確保、農業体験機会の提供など、市民生活に潤いを与える重要な役割を担っていることから、引き続き保全を図っていく。

(1) 産業振興に関する方針の策定

商工業のみならず農業、さらには都市観光を含めた産業振興に関する方針を有識者を交えて策定し、各産業において共通する他都市との競合、後継者不足等の問題に対する体系的な取組みを進める。また、本市の商工業振興の中核を担っている武蔵野商工会議所をはじめとする関係団体との連携を強めていく。

(2) 商業の活性化

活力あるまちを維持・発展させていくためには、地元商業の振興が不可欠であり、経営者の高齢化や、商店会への加入率の低下などの課題の対応に関する支援を行っていく。また、都市基盤整備とリンクした活性化策の実施や、来街者に対するまちの情報提供を充実させることで駅周辺のにぎわいを促進していく。路線商店については、身近な生活用品等の買い回りができ、また住民同士が交流できる場として活性化するように支援を進める。

(3) 都市型産業の育成

武蔵野市は、全市的に大学や研究機関などの知的産業の基盤が揃っている。これらに集うヒト、モノ、情報を活かした情報関連・コンテンツ産業などを成長させるとともに、知識集約型・知的価値創造型の産業の育成、支援を図る。また、コミュニティビジネスの創出を誘導するとともに、産業として育成するための支援策の検討を行う。

(4) 事業者支援・セーフティネットの充実

持続可能な社会を形成するためには、地域の経済を活性化させることも重要である。長引く不況に加え、東日本大震災の影響により停滞している企業活動への支援や、安定して働けるようにするためのセーフティネットの一層の充実を図る。

(5) 都市農業の振興と農地の保全

安全・安心な農産物に対する市民のニーズに応えるため、人と環境にやさしい農業への取組みを推進し、生産者の顔が見える地産地消ならではの農産物の供給を促進する。また、農地の保全とともに、市民が農地に触れる機会を維持していく。

基本施策6 都市・国際交流の推進

過密都市であり、消費地である本市は、市民生活に必要な様々な要素を地方に依存している。都市は単独で存在することはできないことから、引き続き友好都市等との交流を進め、相互理解を深めていく。青少年交流、相互理解、友好、平和等の多様な視点から、国際交流・協力にも継続的に取り組んでいく。さらに、市内に在住する外国人等への日常生活支援のために公益財団法人武蔵野市国際交流協会(MIA)を中心に、情報提供、相談事業、留学生支援など、充実した事業を展開している。今後も、これらの市民にとっても本市が「住み続けたいまち」であるために、支援を強化していく。

(1) 交流事業の多様化の検討

友好都市等との都市間交流は、都市と地方の関係についての市民の理解を深めることに寄与してきた。このような交流の意義を踏まえながら、市民相互の自主交流に発展するような市民交流ツアーのあり方について検討する。また、アンテナショップ麦わら帽子の充実や情報交換、武蔵野市交流市町村協議会の活動をさらに発展させながら、友好都市間の相互支援体制を推進する。

(2) 市内に在住する外国人等への日常生活支援

市と国際交流協会の役割の明確化及び連携の強化を行い、市内に在住する外国人等への行政サービスの情報提供や地域コミュニティでの交流の促進等を行うとともに、日常生活における支援体制も推進する。これまでも日本語以外の言語による市政情報の提供を行ってきたが、災害時における情報提供体制についても強化していく。

基本施策7 災害への備えの拡充

今後30年以内に首都直下型地震が発生する確率は70%とされている。市内三駅の乗降客数が多く、また平日、休日を問わず来街者も非常に多い。そのため首都直下型地震が発生した場合は、建物倒壊や火災、ライフラインの寸断といった被害だけでなく、帰宅困難者の大量発生やその他交通網の麻痺等に起因する問題も生じることが予想される。また、人口密度が極めて高く、多くの住宅地域で家屋が密集しているため、住宅の耐震性を高めることが重要である。災害による影響を最小限に抑え、災害後の都市の機能の維持と速やかな復旧、復興を行えるよう、災害に関連する計画の策定及び見直しを行うとともに地域や関係機関との連携を進める。

(1) 防災態勢の強化

東日本大震災より浮かび上がった様々な課題にも対応するため、地域における防災の仕組みを一層充実させるとともに、地域防災計画の見直しや業務継続計画(BCP)の策定を進める。また、災害時等における情報提供のあり方についても総合的な観点から検討する。このほか①保健・医療・福祉の連携の確立、②福祉避難所機能の充実による災害時の高齢者、障害者への支援の仕組みの強化、③友好都市間の相互支援体制などについても推進していく。

(2) 災害に備えた都市基盤の整備

「耐震改修促進計画」に基づき建築物の耐震化等を一層進める。また、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促し、災害時における輸送路の確保を図るとともに、震災時の同時多発火災に備えた消防水利の整備等、災害に強いまちづくりを進める。さらに、災害が発生した場合には速やかに復興に取り組めるよう、都市復興のあり方、進め方についても検討していく。

(3) 住宅の耐震化の促進

住宅が密集している地域は、大規模な震災の際には、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。そのため、老朽化した住宅を中心に耐震化を促進し、震災等による被害を最小限に抑えるとともに、二次災害の防止を図る。

基本施策8 多様な危機への対応の強化

自然災害の他にも、市民の安心を脅かすものとして、犯罪や迷惑行為等、モラルの低下による様々な問題がある。これまでに様々な対策を積極的に行ってきたが、今後も効果を検証し、内容の見直しを図りながら、取組みを発展させていく。体感治安の良さはまちに対する安心感と密接につながるものであり、都市の魅力を下支えする重要な要素である。それぞれの地区の特性に応じた防犯力の向上を図る。新興感染症やテロ行為等の市民生活を脅かす多様な危機に関する、情報収集と速やかな情報提供を行いながら対策を進める。

悪質商法や詐欺の形態が多様化し、手口も巧妙になっていることから、関係機関の緊密な連携によって被害の防止に努める。あわせて消費者の権利擁護、自立へ向けた情報提供等も行う。

(1) 防犯力の向上

市民や来街者が安心してすごせる、安全な環境づくりを推進するため、市民安全パトロール隊や自主防犯グループ等との連携、ホワイトイーグルによる地域の見守り活動の推進やブルーキャップによる治安維持活動を継続していく。また、ハイテク犯罪等の新たな形態の犯罪の防止の取組みを強化する。

(2) 新しい危機への態勢の整備

新興感染症やテロ行為等の、予測や予防等が困難な新たな危機に対しては、都、周辺自治体、関係機関等と協力しながら情報収集と速やかな情報提供を行っていく。また、新たに対応が可能になった危機については、必要な態勢を構築するとともに対応策を講じていく。

(3) 消費者の権利の擁護と自立の支援

これまで地域と市が一体となって、本市独自の消費者保護等を行ってきた。今後も、市民が安心して消費生活を送ることができるよう、行政、警察、関係機関が連携しながら詐欺行為、悪質商法被害等の防止を図る。また、消費者一人ひとりが十分な情報を得て、的確な判断を行えるようにするため、消費者教育や情報提供、相談対応を充実させる。

IV 緑・環境

この分野は、市民一人ひとりや事業者等との協力により、緑豊かな都市、環境と共生する持続可能な都市を構築していくことを目的とする。

これまで人口増加や経済活動の広がりに伴って、資源消費や環境への負荷も増大させながらも利便性の高い豊かな暮らしが求められてきた。しかし、成長・拡大型社会から成熟社会への転換期を迎えている今、緑を守り環境と共生する都市を構築していく中で豊かな暮らしが生れていくという価値観やライフスタイルへの転換期にある。地球環境や自然環境の有限性を意識し、環境に配慮した生活への転換が、市民とともに進めていく。

基本施策1 緑・環境都市形成に向けた市民の自発的・主体的な行動を促す支援

昭和48年に全国に先駆けて「武蔵野市民緑の憲章」を制定し、市民、事業者、市などが一体となって「緑」を共有財産として守り、はぐくんできた。また、持続可能な社会の形成に向けて、温室効果ガス排出量削減など環境への負荷低減に積極的に取り組んできた。これからもさらに緑豊かで環境負荷低減型の持続可能な都市を目指し続け、これを次世代に引き継いでいく。市内緑被地の約60%を民有地が占め、本市の温室効果ガス排出量の約70%を民生部門が占めていることから、市民一人ひとりや事業者等の自発的で主体的な行動が必要不可欠である。そのため、各主体間の連携を強化していくとともに、自発的な行動を促進していく。

(1) 緑・環境に関する意識の醸成

市民、事業者が、緑や環境に関する現状、課題や大切さについての認識を高めていけるよう、環境学習・環境教育の体系化、環境学習機会の拡充やわかりやすい情報提供等を行っていく。また、新武蔵野クリーンセンター(仮称)建設に合わせて環境情報の受・発信機能及び普及啓発の基盤の整備についても引き続き検討していく。

(2) 市民・事業者による自発的・主体的な行動の促進

多くの市民、事業者が緑や環境の大切さを意識し、行動へ踏み出していくための仕組みを整備していく。環境配慮行動に関する情報提供や各種補助制度を継続するとともに、事業所等に対する誘導と規制も行っていく。様々な主体による緑や環境に関する行動が、持続的に行われるとともに、自主的な活動につながるよう、各主体間のネットワークづくりを推進していく。

基本施策2 市の環境配慮行動の推進

市には、公的機関として環境への配慮と便利で豊かな暮らしの両立を前提とした、持続可能なまちづくりを推進していく責務がある。そこで、市民・事業者による主体的な環境配慮行動を促進するため、市は率先して環境配慮行動に取り組んでいく。また、組織を横断して総合的に環境に関する施策を展開していくとともに、他の自治体等との広域的な連携も推進していく。

(1) 環境に配慮したまちづくりの推進

まちづくりを行う民間事業者の開発事業に対する環境配慮への指導を継続するとともに、より有効な誘導や支援のあり方についても検討を進める。また、建物の新築や増改築の際には、建築物の環境性能の向上も含め、総合的な環境配慮の取組みを建築主に促す制度を検討する。

市が実施する都市基盤等の整備の際には、地球環境・地域環境への配慮を一層推進していく。

(2) 公共施設における環境負荷軽減施策の推進

市は、これまでも率先して太陽光発電設備の設置やクリーンセンターの熱源利用などの環境負荷軽減施策を行ってきた。今後も再生可能エネルギーを始めとした新エネルギーの積極的な利用についても一層推進していく。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

緑は、人工物で覆われたまちの景観を和らげ、市民に公園などの活動場所を提供し、またヒートアイランド現象の緩和や動植物の生息空間創出、災害から市民を守る防災機能等、都市において重要な役割を持っていることから、市民とともにまちの共有財産である「緑」を守り、はぐくんでいく必要がある。そのために、今後も「緑」を単に樹木や草花などの植物に限らず、動物や昆虫などの生き物、そして公園緑地、農地、樹林、学校、水辺、道路、住宅の庭、さらには市域を越えた広域の緑といった空間も含めた広がりをつながりをもって捉えながら、「緑」を基軸にしたまちづくりを推進していく。

(1) 緑の保全と創出

緑を守りはぐくむため、借地公園等の買取り、または旧東町図書館や八幡町コミュニティセンター等公共施設移転・廃止後の市有地の活用等を行いながら、必要な公園緑地の整備・拡充を進めていくとともに、公共施設の緑化を推進していく。また、減少傾向が続く民有地の樹林、生垣や農地を保全・創出していくため、規制と支援の両面から新たな制度の検討を進める。

(2) 緑と水のネットワークの推進

レクリエーション機能、都市景観改善、生態系保全などに着目しながら、水辺空間を整備するとともに、街路樹や公園緑地等をつなぐ散策路の整備を図ることなどにより緑のネットワーク化を推進する。さらに、生物多様性に関する積極的な情報提供と学習機会の提供を進めながら、緑と水がもたらす都市における生物多様性を保全するための方針を策定する。

(3) 広域の緑の保護・育成

自然環境の恩恵を享受しながら活動する都市の責務として、これまで「二俣尾・武蔵野市民の森」や「奥多摩・武蔵野の森」、檜原村の「武蔵野水道・時坂の森」といった東京の森林(緑)を積極的に保全・育成してきた。これからも、森林が持つ水源かん養、地球温暖化防止等の多面的機能に注目しながら、自然体験学習を進めるとともに、様々な主体と連携することで市域を超えた森林保護・育成等を推進していく。

基本施策4 循環型社会システムづくりの推進

市民、事業者、市が一体となっごみの減量・資源化等に取り組んできたが、依然として本市のごみ・資源物の排出量は多摩26市の平均を大幅に上回っている。そのため、啓発活動・情報発信による排出者責任の明確化やごみ減量に向けた具体的な目標値設定等を行い、市民一人ひとり・事業者等と連携しながらごみの発生・排出抑制を一層推進していく。また、ごみの排出量はゼロにならないことから、排出されたごみについては、経費や環境負荷が小さい、安全で効率的な資源化

及び処理システムの構築に向けた研究を進めていく。

(1) ごみ発生・排出抑制の徹底と資源化の推進

生産・流通・廃棄・処理の各過程におけるごみ排出者としての市民及び事業者等の役割と責任を明確化することで、ごみ発生・排出抑制を推進する。また、拡大生産者責任を徹底させるため、法制度の見直しを国等に働きかけていく。市民・事業者と連携しながらごみの資源化・エネルギー化を一層推進することで焼却ごみの減量を図るとともに、最終処分場の利用可能年限の延伸に寄与するエコセメント事業への支援を継続する。

(2) 新クリーンセンター建設と安全で効率的なごみ処理の推進

ごみ処理に係る環境負荷や経費等に関する情報提供を積極的に行うとともに、安全で効率的なエネルギー回収などについて市民と協議しながら新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設事業を推進する。ごみの収集頻度や回収方法等について必要な見直しを行っていくとともに、ごみの減量、技術革新、社会環境の変化を踏まえながら、他の自治体等とも連携し、広域でのごみ処理及び資源化についても研究を進めていく。

基本施策5 生活を取り巻く様々な環境の変化に伴う新たな問題への対応

都市化の進展や社会環境の変化に伴い、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などいわゆる典型7公害に加えて、異常気象や放射能汚染など新たな環境問題が生活に影響を及ぼしている。これらの問題には、一自治体のみでは解決困難なものや市がどこまで関与すべきか慎重に考えるべきものもあるが、国・都道府県・市町村のそれぞれの責任を明確にしたうえで、市民生活に最も身近な基礎自治体として、市民の不安を取り除き良好な生活環境の確保に努めていく。

一方、近隣関係のトラブルやまちの景観の悪化といった問題が起こっている。このような問題は、コミュニティにおける解消が最優先されるべきであり、市民とともに対応を進めていく。

(1) 都市化の進展や社会情勢の変化に伴う新たな環境問題への対応

有害化学物質による大気・土壌汚染や原子力発電所事故による放射能汚染のような新たな環境問題に対応していくためには、その規模と状況に応じて事業者、他自治体、国等との適切な連携が重要となる。市はこうした連携を通じながら、情報収集・測定や的確な情報提供、リスクの防止・低減などに取り組んでいく。

(2) 生活形態の多様化や価値観の変化に伴う生活環境問題への対応

近隣間の生活騒音、雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境、犬猫による鳴き声等の市民生活に起因する生活公害は、法や条例による規制に馴染むものでない。市がどこまで、どのように関与するかを検討しながら、市民・地域コミュニティとともに対応を進めていく。また、市民が安心して生活できるように、環境美化と安全で清潔なまちの維持に引き続き取り組んでいく。

V 都市基盤

この分野は、都市活動の基盤となる道路や上下水道等の整備とともに、都市計画マスタープランや地域ごとに市民が定めるまちづくりのビジョンなどを共有しながら、計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

本市は、これまで比較的豊かな財政力のもとに高水準の都市基盤を整備し、「住みたいまち」としての評価を得てきた。現在は、それらの都市基盤が大規模修繕や更新の時期を迎えている。今後の人口減少社会においては歳入の増加は見込めないが、都市基盤の再整備は避けられないものであるため、将来へ向けて持続可能な都市となるよう効果的に財政投資を図っていく。

基本施策1 地域の特性に合ったまちづくりの推進

市域の土地利用に関する一定の規制・ルールが都市計画に定められているが、住環境の保全や地域の活性化など、地域が抱える課題等にきめ細かく対応するためには、地域の特性にあった地域ごとのまちづくりを進めていく必要がある。そのためには地域住民がまちづくりに関するビジョンを定めるとともに共有する必要がある。

今日、近隣関係の希薄化等が進んでいるが、地区のまちづくりビジョンを描き、実現していく過程では、地域参加・市民参加が必須である。個々人のまちづくりへの関心を高めながら、地域と連携することで、地区単位のまちづくりを推進していく。

(1) 参加と計画によるまちづくりの展開

まちづくり条例に、市民のまちづくりへの提案制度等を定めた。地域の合意形成を前提としたこの制度の活用を促すために、市民によるまちづくり活動に対して支援・情報提供のあり方について検討を進める。また、時代や環境の変化等にも的確に対応し、まちづくりに関する施策を効果的に推進していくため、運用の実績を踏まえながら、まちづくり条例の見直しを行っていく。

(2) まちのビジョンの共有化

市、市民、事業者が連携・協働してまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関する情報とともに、まちづくりの方向性やビジョンを共有する必要がある。そのため、まちづくりに関する個別計画や個別事業の進捗状況に関する情報提供を行うとともに、まちづくりの方向性を示す都市計画マスタープラン及び市民が策定する地域のまちづくりに関するビジョンの共有化を進める。

(3) 土地利用の計画的誘導

用途地域等の都市計画決定権限が、都から市に移管されることから、これまでも増して計画的に土地利用を誘導していく必要がある。都市計画マスタープランに基づく計画的な土地利用を図りながら、地域の特性にあった土地利用を計画的に誘導する。また、土地利用の動向を定期的に把握し、その結果を適正な土地利用の基礎資料として活用する。

(4) 調和のとれた都市景観の形成

すでに全域が既成市街地化されていることから新たな開発の余地は少なく、良好な住環境を発展させるためには、調和のとれた街並みの形成を進める必要がある。一方、駅周辺の商業地では、乱立した看板等がまちの景観や魅力を阻害している。そこで、良好な景観の実現に向けた景観まちづくり方針を策定するとともに、景観計画、景観ガイドラインや屋外広告物ガイドライン等の策定による具体的な取組みを進める。

基本施策2 都市基盤の更新

本市は、早期に市の全域が市街化されたため、都市の基本形態はほぼ完成された成熟した都市である。一方、高度成長期に整備された上下水道をはじめとする都市基盤は更新時期を迎えており、それらの更新に要する事業費は非常に大きな額になる。近年では異常気象による集中豪雨による浸水被害の発生や、東日本大震災の発災もあり、都市基盤整備の重要性が再認識されている。都市基盤の更新は、都市が存続する限り、継続的に実施していく必要があることから、中長期的な財政状況等も勘案しながら、計画的に実施することで、事業費の軽減と平準化を図る。

(1) 都市基盤の再構築と運用管理

都市基盤の更新にあたっては、財政負担を考慮するとともに、世代間の公平の観点も考慮し、事業費の軽減と平準化を図っていく。また、施設の運用管理を徹底することで長寿命化を図り、施設の質の維持に努める。

(2) 広域連携、市民等との協働による道路等の管理

道路や上下水道等は、ネットワークが構築されることにより機能を発揮するものであり、都や周辺区市との連携による整備を推進する。また、道路や公園等の地域社会をつなぐ都市基盤は、地域コミュニケーションの場でもあり、そこでの清掃活動や緑化活動は地域コミュニケーションを醸成する機会でもある。これらのことを市民と市が共有し、市民や多様な主体の参加を得ながら、まちづくりを進めていく。

(3) 施設の適正な維持管理、安全対策の推進

雑居ビル等の火災やエレベーター・エスカレーターによる事故、外壁落下事故等を未然に防止するため、定期報告制度を積極的に活用するほか、警察・消防等の関係機関や民間関係機関との連携により建築物の安全対策の推進に継続的に取り組む。

基本施策3 利用者の視点を重視した安全で円滑な交通環境の整備

本市は、東西に横断する鉄道と、鉄道駅から南北方向につなぐバス交通が発達しており、ムーバスのネットワークも含めて、地域公共交通の利便性が高い都市である。地形が平坦であることから自転車利用も多い。自転車は環境に優しい移動手段であるが、交通ルールやマナーの啓発を行い、安全な交通環境整備を進めていく。

これまでユニバーサルデザイン等の理念を取り入れ、誰もが利用しやすい交通環境を整備してきたが、高齢社会が進展することから、安全で快適に移動できる交通環境の充実がより一層求められる。歩行者重視の視点により、だれもが安全で快適に移動できるよう、各交通機関のバランスを図りながら、交通環境の整備を推進する。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

バリアフリー新法に基づき高齢者、障害者等が利用する建築物や公園もバリアフリー化の対象とするとともに、重点整備地区はもとより、同地区以外の施設についてもバリアフリー化の取り組みを推進することで、すべての人が、地域の中で充実した生活を送れるようユニバーサルデザインのまちづくりを進める。

(2) 歩いて楽しいまちづくりの推進

健康増進や環境負荷の観点からも、歩いて楽しいまちづくりを推進する。また、駅周辺にはま

ちの魅力を発信する地域資源が多数あり、回遊することによってまちの魅力を直接感じる事が、まちの楽しさとなり、来街者の増加にもつながる。そのため、歩行者が安全に楽しく歩くことのできる道路空間づくりを推進し、駅周辺の回遊性の向上を図っていく。

(3) 移動手段の分散化と交通環境の整備

交通混雑を緩和するためには、特定の交通機関への過度な依存は避け、交通手段の分散化を進める必要がある。そのため各移動手段がスムーズに連携する交通環境の整備を進める。特に、駅周辺には、バス・タクシー・自転車といった多様な移動手段が集中するため、機能分担等の検討を推進する。

(4) 公共交通機関の利用促進

バス交通を補完するムーバスのネットワークが構築されたことにより、交通不便地域は解消された。省エネルギー社会の構築や地球環境保全の観点からも、これらの公共交通機関の利用を促進していく必要がある。今後も、さらに利用しやすくなるよう関係機関等との連携を推進する。

(5) 自転車利用環境の整備と交通ルール・マナーの啓発

1日約3万台が市内3駅の周辺に乗り入れているが、駐輪場の整備を進めてきたことにより放置自転車は減少している。一方で自転車に関連する事故が、交通事故全体の半数にも及んでおり、自転車の安全な利用が求められている。また、自転車には過度に依存しなくてすむよう、公共交通機関の利便性の向上等にも取り組むとともに、自転車利用に関する環境整備と交通安全対策に取り組む。

基本施策4 道路ネットワークの整備

本市の幹線道路ネットワークは、はしご型に配置されているが、広幅員の道路は少なく、その多くが16m程度の幅員である。これらの幹線道路の整備率は約57%と、区部並みの高い整備率になっているが、休日等には駅周辺を中心に交通渋滞が発生している。道路はネットワークを形成することにより機能を発揮するものである。東日本大震災からも道路ネットワークの重要性は再認識されており、さらに整備を推進していく。

整備の推進にあたっては、歩行者空間の充実や、景観への配慮、スムーズな交通網の確立による騒音・大気汚染の抑制、防災性の向上、沿道市街地の住環境に配慮した道路構造等を重視する。

(1) 生活道路の整備

住宅地内の身近な生活道路は、身近な公共空間であり、住宅から幹線道路までの移動経路でもあることから、歩行者の安全性、快適性や楽しさを重視した整備を進めていく。また、生活道路内に安全な歩行者空間を確保するため、関係機関や市民との連携や協力のもと、交通規制・交通ルール及びマナー向上などの取組みを推進することで、歩行ネットワークの充実を図っていく。

(2) 都市計画道路ネットワーク整備の推進

市内の都市計画道路網の整備率は、市施行分は74%の進捗であるが、東京都施行分は約46%と低い状況である。特に、五日市街道、井ノ頭通り、女子大通り等は地域間を結ぶ幹線道路であることから、これらの事業化について東京都へ要請を行っていく。また、武蔵境駅周辺等のまちづくりに連動する都市計画道路の整備を進めながら道路ネットワークの完成を目指していく。

(3) 外環への対応

地下方式に変更された都市高速道路外郭環状線は引き続き、市民の抱く不安や懸念を払拭するため、大気質や地下水等の環境への影響や安全性などについて慎重に検討することや、事業の各段階に応じて、必要な情報提供を国に求めていく。また、外郭環状線の2については地域の安全性の確保、交通環境の改善等とともに、地域分断や住環境の悪化など市民の抱く懸念や不安を十分に踏まえた総合的な検討が必要となる。今後も市は地域住民の意見を十分に尊重するとともに、データを踏まえた都市機能の向上や沿線地域との連携等について適切な対応を検討し、国や東京都にその対応を求めていく。

基本施策5 下水道の再整備

下水道は、昭和 62 年には普及率 100%を達成したが、初期に布設したものは既に更新時期を迎えており、今後は多くの管きよが一斉に更新時期を迎える。また、下水道の 9 割以上が合流式であり、汚水と雨水の排除が同時であることから、雨天時には大量の雨水が流れ込み、未処理の下水がそのまま善福寺川や神田川等へ放流されてしまう問題がある。市内に終末処理施設を持たないことから、下流域への配慮を欠かしてはならない。そのために、都や関係区市等との連携により、広域的な視点で施設全体の整備を推進するとともに、応分の費用負担を行う責務がある。下流域への配慮に加え、地下水涵養による良好な水環境の創出のため、雨水浸透ます等の雨水貯留浸透施設の設置を行政、市民の役割分担で進めていく。

(1) 下水道経営の健全化

早い時期に管網の整備を終えたことから、起債償還費のピークは過ぎており、本市の下水道特別会計は単年度収支は黒字であり、使用料単価も全国平均や周辺市よりも低くなっている。しかし、今後は管きよの更新や浸水対策、東京都の水再生センターの増改築等に伴う負担金の発生などにより、歳入不足となることが懸念されるため、会計情報を公開しながら下水道使用料の見直しも検討し、下水道経営の健全化を進める。

(2) 下水道総合計画の推進

継続的に良好なサービスを提供するとともに、限られた財源の中で、下水道施設の老朽化対策、都市型浸水や地震への対応、地下水の涵養等の多様な課題に着実に対応していくため、下水道総合計画に従い重点的かつ計画的に事業を推進していく。

(3) 下水道臭気対策の推進

ビルの地下には、汚水、雑排水、厨房用排水等を一時貯留する排水槽(ビルピット)があるが、この排水槽中で腐敗が進行すると下水道管への放流時に、雨水ます等から悪臭を発生させる場合がある。特に吉祥寺駅周辺等において、臭気が発生しており、自主的な設備の改善を支援するための助成制度の活用などこれまで以上に建物所有者への協力要請を求めながら下水道臭気対策を進める。

(4) 新たな水循環システム確立と水害対策の推進

本市の下水道は大半が合流式下水道であるため、未処理下水やきょう雑物を削減するための合流改善対策を積極的に推進する必要がある。また突発的な集中豪雨等による浸水被害を低減するため、雨水貯留浸透施設の整備や住宅への雨水浸透施設設置の促進等を行い、神田川・善福寺川流域等の環境向上を進めるとともに、新たな水循環システムの確立を目指す。

基本施策6 住宅施策の総合的な取組

住まいは、市民一人ひとりにとって生活の原点であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点でもある。また、都市や景観を構成する重要な要素でもあり、緑豊かで良好な住環境は市民共有の財産である。

本市では、まちづくりや福祉的な視点を含めて住宅施策を総合的に推進してきており、超高齢化社会の到来に備えて、福祉分野等との連携を強化していく。その際、民間の住宅供給者等との協力関係は必要不可欠であり、公的住宅供給者や民間賃貸住宅供給事業者等との連携を継続していく。また、市営住宅、福祉型住宅については、その維持管理コストの縮減や公平性などの観点も勘案しながら管理運営を行っていく。

(1) 計画的な住宅施策の推進

良好な住環境を次世代に引き継いでいくため、まちづくりや福祉等の関連する施策分野や民間住宅供給事業者等と連携を図りながら、住宅施策を総合的、計画的に展開していく。また、市営・福祉型住宅については、市民全体の公平性の観点等も勘案しながら、効率的で適切な管理・運用を行っていく。

(2) 多様な世代・世帯に適応する住まいづくり

ライフステージやライフスタイル、世帯構成に応じた住居の選択を後押しするための支援として、住み替え支援制度を推進する。また、国や都による住宅に関する各制度の活用や他の住宅供給事業者との連携を進め住宅供給を誘導していく。

(3) 良質な住まいづくりへの支援

住まいの質を高めるため、専門家や住宅に関連する団体との連携を推進するとともに、良好な住環境が形成されるよう、まちづくり関連部署と連携し、開発業者に対する指導を継続していく。

市民の7割がマンション等の集合住宅に居住しているため、定期的な管理等に関する実態把握を行うとともに、建替え・改修や適切な維持管理に関する支援を行う。また、マンション等の集合住宅と周辺地域とのコミュニティ形成や連携・協力関係の構築を支援していく。

基本施策7 三駅周辺まちづくりの推進

鉄道駅を中心として形成されているまちの魅力を高めていくため、それぞれの個性を活かしたまちづくりを推進する。

(1) 吉祥寺地区

本計画の期間内に吉祥寺駅の大改修が完了予定であるが、これは数十年に一度の機会であり、魅力あるまちづくりにつなげる必要がある。特に近接する井の頭公園を活かしたまちづくりとともに、南口駅前広場の完成を急ぐ必要がある。そのため、進化するまち『NEXT－吉祥寺プロジェクト』に基づき、駅前広場や南北骨格軸の整備等を進めることで、「回遊性の充実」、「安全安心の向上」を目指したまちづくりを推進する。

① 吉祥寺駅周辺交通環境の整備

北口駅前広場では、タクシーやバス等の交通輻輳が課題となっている。また、駅南口ではパークロードを路線バスが通行する危険な状態が続いており、南口駅前広場の整備とともに、その改善を急ぐ必要がある。また、井の頭公園は貴重な資源であり、七井橋通りの整備等によ

り、歩行環境を改善する。

② 吉祥寺地区の土地利用

吉祥寺グランドデザインに基づきゾーンごとの課題に応じたまちづくりを推進するとともに、全体の回遊性を向上させることで、活性化及びブランド力の維持・向上を図る。駅周辺の公共施設については、吉祥寺地区に散在する市有地を有効活用し、長期的な視点で適正な配置について検討を進める。特に、武蔵野公会堂は築 50 年になろうとしており、施設の老朽化が進んでいる。商業エリアと井の頭公園の間の動線上に位置しており、同地の利活用はまちづくりの上でも大きな要素となる。これらのことを念頭に、公会堂敷地の利活用について検討を進める。

(2) 中央地区

三鷹駅前の低・未利用地であった一部の街区が民間の開発によって高度利用されたものの、全体的には道路拡幅事業等が完了していないことから、土地の高度利用が図られていない状況にある。そこで、三鷹駅北口周辺地区の整備方針を策定することで、散在する低・未利用地を適切な土地利用へ誘導し、駅周辺にふさわしい街並みへつなげるとともに、交通体系のあり方について検討し、補助幹線道路等の整備を進める。

① 三鷹駅北口周辺交通環境の整備

三鷹駅北口では、バス・タクシー・自家用車が駅前広場に多く乗り入れており、交通の輻輳と歩行環境の改善が課題となっている。三鷹駅北口周辺に計画されている補助幹線道路の事業進捗とともに、その完了にあわせて駅周辺全体の交通体系の見直しを行う。さらに、タクシーの待機方法等、より良い交通環境を整えるためのルール化を進める。

② 中央地区の土地利用

道路事業等の都市基盤整備を推進するとともに、駅前地区にふさわしい土地利用を推進し、活気があり魅力的な街並み形成を促進する。市が保有する低・未利用地については、民間活力の導入を含めた有効活用等について検討を進める。

西久保二、三丁目地区は、住居や業務等の用途が混在する地域であり、木造住宅が密集する地域でもあることから、良好な住環境の形成に向けて検討を進める。

(3) 武蔵境地区

武蔵野プレイスの完成や鉄道連続立体交差事業の進捗により、南北一体のまちづくりが着実に進められている。駅周辺の道路や駅前広場といった都市基盤整備を進めるとともに、地元各種団体による地域の交流や商店会の活性化等、今後も地域住民を中心に多様な主体が連携し南北一体となったにぎわいづくりに取り組み、商業・産業等の発展を図る。

① 武蔵境駅周辺交通環境の整備

JR中央線及び西武多摩川線連続立体交差事業により高架化が完了し、南北一体のまちづくりの実現に向け、駅前広場や都市計画道路等の整備を進める。あわせて、ムーバスの路線網について改めて検証するとともに、まちの回遊性や利便性を向上させるために案内機能を充実させ、まちのにぎわいの創出を図っていく。

② 武蔵境地区の土地利用

今後も、市民、商業者、関係団体など多くの関係者が連携して、武蔵境らしい街並みの形成と南北一体の新しいまちづくりを推進していく。また、各地域商店街がにぎわいと活気に満ちるよう、道路整備や休憩スペースの設置等により、安心して買い物ができる空間づくりを進める。市民の利便性を考慮し、武蔵境市政センターを移転する。

基本施策8 安全でおいしい水の安定供給

市単独の事業により安全でおいしい水の供給を行ってきている。水道は日常の市民生活と都市活動、災害時の「生命の水」として最も重要なライフラインであり、都市の状況変化や震災・事故等に対応した安全で確実な事業運営がなされなければならない。そのため、老朽化している浄水場施設や水源施設の適正な維持管理や、老朽化した配水管網の整備、耐震化向上を計画的に進めていく。また、貴重な自己水源である深井戸の維持・更新を計画的に進めていく。また、衛生面でも優れる直結給水方式の普及に努める。

災害時や事故等においても水道水を安定供給するためには、浄水場間及び東京都水道局との連絡管等のネットワークによるバックアップ機能を確立する必要があり、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

(1) おいしい水の供給

安全はもとより、おいしい水への市民ニーズも高まっている。そのため、貯水槽水道の建物所有者には、衛生問題等も改善できる直結給水の普及を図る。

(2) 経営の効率化

日割計算・口座振替割引制度の導入や電子マネーでの支払サービス等の検討を行い利便性の向上を図る。また、調定・収納事務の包括的な委託を進める等、組織のスリム化を図り、経営の効率化に努める。

(3) 水道施設の整備と災害時の安定供給

市民にとって最も重要なライフラインである水道水の安定供給を図るため、配水管の新設や老朽管の更新等を行い、配水管路の耐震化を推進する。また、経年劣化した深井戸等の水源施設や浄水場施設のポンプ設備、電気設備、計装設備、ろ過設備等を計画的に維持、更新するとともに、災害等による停電時でも水の供給を確保できるよう、水源の非常災害用給水施設に自家発電装置を設置していく。

(4) 都営一元化へ向けた検討

災害や事故等で浄水場施設・管路施設などの水道施設に被害を受けた場合を想定したバックアップ機能が確立されておらず、発災時には大規模な断水等が発生する恐れがある。東京都の水道管とつながることにより、水道水の安定供給は一層高まることになるため、都営水道との一元化に向けた検討を進めていく。

VI 行・財政

この分野は、各分野の施策を着実に推進するための体制づくりと、今後も社会状況に対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことを目的とする。

市民とのコミュニケーションを基盤として、市民の視点を重視しながら公共課題に取り組んでいく。また、社会経済状況の変化に対応しながら、限られた政策資源を最大限有効に活用するとともに、誠実かつ果敢に課題に取り組むことによって、市民に信頼される市政運営を行っていく。

基本施策1 市政運営への市民参加と多様な主体間の柔軟な連携・協働の推進

本計画をはじめとして、多くの市民、関係者や関係団体等の参加により計画が策定されるとともに、事業が実施されている。これからも市民ニーズを的確に市政に反映していくため、市民参加の拡大を図っていく。時代とともに、社会や個人の価値観が変化しており、公共課題も変質していることから、画一的な対応では解決できなくなってきた。一方、このような課題に対応する主体の多様化も進んでおり、公共課題への取組み主体や手法を固定的に考えるのではなく、誰もが、様々な形態・体制等を介して、柔軟にアプローチしながら解決に取り組んでいく必要がある。行政には、公共課題の解決に中心となって取り組むとともに、市民や他の主体への必要な支援を推進する責務がある。個々の市民、NPOなどの多様な団体、各種の事業者と行政が、お互いを尊重し、補い合いながら、柔軟に連携・協働することで公共課題の解決に取り組んでいく。

(1) 市政運営への市民参加の拡大

市政運営の基軸となっている各計画の策定や事業実施への市民参加を進めていくことは、市民自治を充実させることとなる。そのため、市民のニーズや意向を組み入れながら、多様で広範な市民の参加を得られるよう、市民参加の機会・場の拡大や多様な参加手法を実施していく。

(2) 連携と協働の推進

公共サービスは、市だけに限らず公益法人、市民活動団体、NPO、企業など多様な主体が担っており、各主体が連携し、協働することが、公共課題の解決につながる。柔軟な連携と協働の輪を広げるため、協働のあるべき姿を再確認し、共有したうえで、各主体間におけるネットワークを構築することが重要である。そのための基盤整備を行い、それぞれの主体による積極的な活動への支援を行っていく。

(3) 市政運営等に関する将来像の共有化

地方自治法の抜本改正に関する検討が進められており、自治体の姿に変化が起こる可能性もあるため、市の基本構造等を検討していく。また、市民自治を原則とした市政運営を行っていくために必要な制度や手続き等のルール化を進めることで、自治体運営に関するルールの体系を構築し、本市が目指す自治のあり方を市民、議会、行政で共有していく。

基本施策2 市民視点に立ったサービスの提供

社会環境の変化や個々の市民のライフスタイルの多様化などにより、公共サービスも多様化するとともに、その提供範囲は拡大している。そのため、市民志向を基軸としながら効率的で効果的に行政サービスの提供を行っていく。今日、さまざまな主体により多様な公共サービスが提供されており、公共サービスの量自体も増加しているが、市民にとっては各サービスの違いなども含めたサービスの全体像がつかみにくいことから、利用しにくい面がある。そのため庁内各部署間の連携とともに、

公共サービスを提供している各主体との連携を強化していく。

(1) 行政サービスの提供機会の拡大

必要な行政サービスの多くを市役所に出向くことなく受けられるよう、ICTや自動交付機などによるサービスの提供時間や範囲を拡大するとともに、休日開庁の拡大を検討する。また、コンビニエンスストアやクレジットカードによる納付など、納税手段の多チャンネル化を図り、市民の利便性を高める。

(2) 効率的・効果的な行政サービスの提供

市民が必要とする行政サービスを確実に提供していくため、組織間の連携と連動を図っていく。また、質の維持向上に留意しながら効率的にサービスを提供できるよう業務の内容を精査するとともに、外部化についても検討を進める。近隣自治体との事務や事業の統合も視野に入れたサービスの提供のあり方についての検討を進める。

(3) 公共サービスの連続性の向上

本市では、様々なサービスをなるべく包括的に行うことにも取り組んできたが、今日、各サービスに関する制度等は細分化・深化するとともに、専門知識が求められている。そのため、公共サービスの一覧性を高めるとともに、個人情報保護に配慮をしながら、各部署での情報の共有化を検討する。あわせて、サービスを必要とする人が、ライフステージごとに途切れることなく必要な時に選択できるよう、公共サービスを提供している各主体との連携も進めていく。

基本施策3 市民に届く情報提供と市民要望に的確に応える仕組みづくり

適切な情報を適切な時に市民に届けるとともに、市民の声に真摯に対応することが、市政への信頼を高めることにつながる。市政に関する様々な情報は、より手軽で迅速に入手することができる環境が整ってきた一方で、生活様式の多様化、地域コミュニケーションの希薄化等により、情報が、地域内や市民の間で伝わりにくくなっており、有益な情報であっても市民に広く行き渡らないといった状況になっている。市政における透明性をさらに高めていくためにも、現在市が行っている情報公開・情報発信の方法を見直し、包括的、総合的に展開していく必要がある。今後も、広聴機能を充実し、市民と行政のコミュニケーションを一層活発化させるとともに、広報活動と広聴活動との連携を深めていく。

(1) 積極的な情報発信と説明責任の向上

誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、速報性と公平性に配慮しながら、各広報媒体の特徴を活かした市政情報の提供を行っていく。予算や財務状況は市政運営の根幹をなすものであるため、市民にわかりやすい内容及び方法による公表を進めていく。また、公正で、合理的かつ効率的な事務処理を確保し、適正な市政の運営を図るとともに、市民への説明責任を果たしていくために、監査の独立性・専門性を高めるとともに、監査機能を充実させる。

(2) 広聴の充実

適切な行政サービスを実施するためには、市民ニーズの的確な把握が最も重要である。そのため、市民意見への傾聴を重視し、対話の機会の充実を図るとともに、相談窓口の連携を推進する。市民の様々な相談に的確かつ迅速に対応できる柔軟な仕組みとともに、市民と市が課題を共有することで、共に協力しながら課題を解決していく体制を構築していく。

(3) 広報と広聴の連携の推進

市民と市のコミュニケーションをより活発にするため、広報と広聴がそれぞれ一方通行になるのではなく、情報が循環するサイクルを確立する。あわせて、組織内の情報の交流を図ることにより、広報と広聴の連携を深める。広報・広聴がより効果的なものとなるよう、モニター制度による点検・評価を実施していく。

基本施策4 公共施設の再配置・市有財産の有効活用

公共施設は、老朽化が進んできており、保全整備による耐用年数の延伸や、現有資産をできる限り有効に活用しながら、30～40年先を見据えた公共施設の配置を行うとともに、計画的な建替えを行っていく必要がある。このため、「公共施設配置の基本的な方針」(第4章-3 本計画期間における基本課題「課題C」参照)に基づきながら再配置等を実施していく。一方、都市基盤のリニューアルも必要があり、これらとともに、公共施設の配置や整備を推進していくためには、大規模な投資が必要になる。そのため、これまで計画的に備えてきた基金の活用や、活用の見込めない市有地等の売却による歳入確保を図り、他の施策への影響を最小限にしていく。しかし、財政環境が厳しくなることは不可避であり、「選択と集中」の観点から施策の最適化を図っていく必要がある。

(1) 公共施設の再配置と計画的整備の推進

「公共施設配置の基本的な方針」に基づき、市民・市議会・行政が情報を共有しながら、公共施設の適正な配置を推進する。一定の広さを持つ未利用地については、公共施設の建替え用地として活用する。継続して利活用していく施設については、計画的な保全、修繕を行っていく。その際は、「安全」「福祉」「環境」などに配慮した施設整備を行う。

(2) 市有財産の有効活用

PRE(公的不動産)の活用を戦略的に行い、市が所有する土地・建物を有効に活用しながら公共施設の建替え等を進めるほか、利用計画の定まっていない物件については、売却や貸付などを行い、管理コストの節減に努めるとともに歳入の増加を図る。

基本施策5 社会の変化に対応していく行財政運営

世界や国内の経済状況の先行きは不透明であり、今後財政環境は一層厳しさを増していくことが予想されている。健全財政を維持しつつ引き続き質の高い行政運営を行うとともに、経営感覚を重視しながら社会の変化に柔軟に対応するため、行財政改革を推進していく。

自然災害や新興感染症の脅威、情報セキュリティに関するリスク等、市政運営に関わるリスクは多数ある。危機の発生を防止するための日頃の取組みはもちろん、危機が発生した場合には、的確な行動とともに正確な情報の伝達が求められることから、リスク管理も含めた組織マネジメント力を強化していく。

公共サービスの一部を担っている財政援助出資団体では、新公益法人制度への移行が進められている。一方、公共の概念は変化しており、設立目的や役割等を考慮しながら、将来の姿について検討する必要がある。これらのことを踏まえながら、自治体総体としての経営力を高めていく。

(1) これからの時代を乗り切るための経営力の強化

今後も、最小の経費で最大の効果を発揮する、効率的な市政運営を推進していく。そのため、民間経営の考え方や手法も取り入れながら、財源確保、各種政策資源の有効活用、選択と集

中の徹底などを推進するとともに、的確な経営判断や判断結果の迅速な具体化を推進するため、経営力を高めていく。

(2)健全な財政運営の維持

財政運営ガイドラインの作成など、中長期の視点に立った計画的な財政運営を実施していく。また、「行財政改革を推進するための基本方針」を見直すとともに、事務事業及び補助金の見直し等を推進する。また、新たな事業を行う際には、常にスクラップ・アンド・ビルドの視点で既存事業の見直しを行っていく。複式簿記会計のシステム化などについても研究を進める。

(3)ICT化による業務の効率化等の推進

ICTにより、事務の効率化等が行われているが、導入から維持及び管理、システムの改修や更改を通じた総額では、多額の費用を要するものもあるため、導入時点から精査し、経費の増大を抑制していく。また、昨今自治体クラウドの導入を進める自治体も出てきているが、その機能を十分に発揮するためには、他の自治体との事務の標準化等についても検討すべきである。このような観点も踏まえながらICT化による業務の効率化等を推進する。

(4)リスク管理能力・危機対応力の強化

業務上発生するリスクを抽出、体系化するとともに、事例を共有することで、組織全体のリスク管理能力を高めていく。また、自然災害などに備え、業務継続計画(BCP)を定期的に見直すとともに、各種の情報システムに関するBCP策定の取組みを全庁的に行う。そして、BCPを有効に運用するためにPDCAサイクルに基づく業務継続マネジメント(BCM)を強化し、訓練や点検作業等を常に行っていく。

(5)公共サービスにおける適正な受益と負担

市民サービスにおける受益と負担は、公平で透明でなければならない。使用料・手数料の見直しを行い、適正な受益者負担による公平性の確保を図っていく。

(6)財政援助出資団体に関する将来像の検討

今日、公共の概念は広がるとともに、公共サービスの提供主体は市民活動団体から企業まで多様化しており、行政や財政援助出資団体が担うべき役割を精査する時期がきている。そのため、財政援助出資団体でも経営改革を推進していくとともに、設立目的等も考えながら整理・統廃合などについても検討していく必要がある。また、民間等との競合関係を念頭に、指定管理者制度のあり方についても検討していく。

基本施策6 チャレンジする組織風土の醸成と柔軟な組織運営

市を取り巻く社会環境は刻々と変化しており、これからも魅力あるまちであり続けるために、市の職員は常に公共課題の本質を見極めながら、新しい課題に対して誠実かつ果敢に取り組み続けなければならない。そのため、これまで培ってきた知識や技術を継承するとともに、職員一人ひとりの能力の向上と、その能力を活かせる組織・人事制度の構築及び組織風土の醸成に取り組む。

(1)目的意識を持ち自らチャレンジする人材の育成

日常業務を通じ、上司から部下へ、先輩から後輩へと、技術・経験や仕事に対する姿勢・価値観を伝えていくとともに、自ら意欲的に学習し、自律して行動する人材を育成する。常に社会の変化を感じ大局的な視点から業務の目的を認識するとともに、経営感覚をもって変革と創造にチャレンジする人材を育成する。

(2) 個の能力を活かし組織力を高める人事制度の確立

行政需要や環境の変化に柔軟に対応し、複雑な課題にもチャレンジする活力ある組織であり続けるため、職員一人ひとりの強みが活かせる人事制度を確立する。

(3) 職員構成や就労環境の多様化を見据えた組織のあり方の検討

職員一人ひとりの異なる属性、価値観や生活状況を認め、個性を活かして最大限に能力を発揮できる風土を醸成していく。また、女性管理職の登用など男女共同参画を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や柔軟な働き方についても検討する。嘱託職員や臨時職員のマネジメントを適切に実施していくため、事務支援や任用・服務に関するガイドラインの策定を行う。また、任用事務については、標準化とともに集約化したうえで外部化を含めたあり方を検討する。

(4) 今後の自治体のあり方の検討と職員定数の適正化

今後、地方自治をめぐる環境は大きく変わることも考えられ、市のあり方や、市役所での仕事像についても明確にしながら、組織や機構の見直し、職員定数の適正化等を推進する。また、財政援助出資団体への職員派遣のあり方等についても方向性を明確化する。あわせて、退職職員の計画的な再任用・再雇用を推進するとともに、市民雇用創出事業についても積極的な活用を検討していく。

第7章 財政計画

1 日本経済の動向

日本経済は、平成20年秋のサブプライムローン問題に端を発したリーマンショックによる景気低迷から回復基調にあったが、平成23年3月の東日本大震災の甚大な被害や原子力発電所事故による電力不足、サプライチェーンの途絶及び消費活動の停滞などの影響により急速に悪化し、4月－6月期の国内総生産(GDP)は0.3%、年率換算で1.3%のマイナス成長となった。こうした中、8月の内閣府の月例経済報告では、景気の先行きについては、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果により、景気の持ち直し傾向が続くことが期待されるとされた。しかし、海外景気の下振れ懸念に加え、為替レートでは急激な円高が進行や株価の低下などにより、景気が下振れするリスクが存在しており、さらにデフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然として残っていることから、今後の見通しは不透明であると言わざるを得ない状況である。

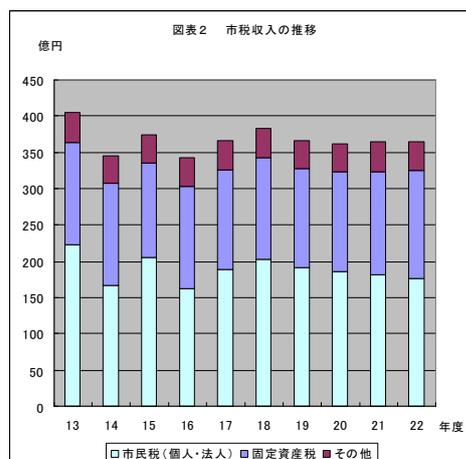
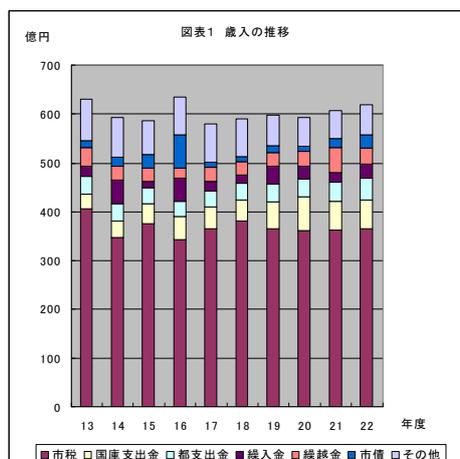
また、国と地方の長期債務残高が平成22年度末では、869兆円を超えると見込まれており、先進国に類を見ない非常に大きな債務となっている。国債の信頼性の維持から国の財政再建への取り組みが急務とされており、地方財政においても大きな課題となっている。

2 武蔵野市の財政の状況と課題

武蔵野市は、市民の担税力に支えられ、健全な財政を維持してきた。財政の豊かさを示す指数である財政力指数は平成22年度において、1.547(3か年平均)であり、東京都26市中トップとなっている。

本市歳入の特徴の一つとして、市税が歳入全体の約6割を占め、そのうち、市民税が48.3%を占めており、こうした安定した財源が健全な財政運営を可能としている(図表1)。しかし、個人市民税は税制改正による影響を受けやすく、平成19年度では地方税率10%のフラット化により、約8億円もの減収となった。

また、法人市民税は、平成18年度に42億円の税収があったが、景気の低迷により、平成21年度では約半分の21億円台となり、ここ10年間で最低となった。平成22年度では、景気の回復による税収の好転が見られるものの、今後の景気情勢によっては、同様な税収が維持できるか、楽観できない状況である。(図表2)

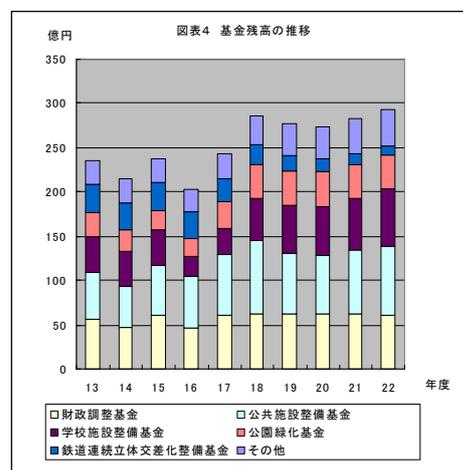
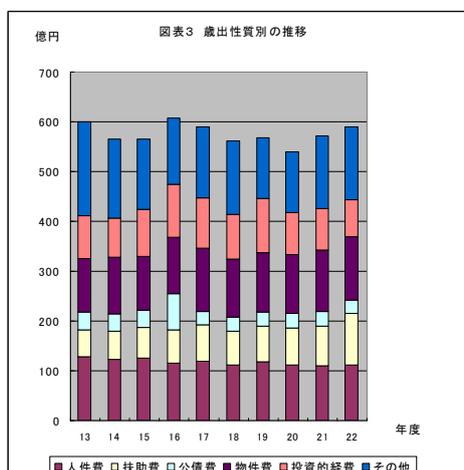


市税収入全体では、平成13年度の405億円がピークとなっているが、この税収増の理由は、法人市民税の臨時的な増収によるもので、市税は平成19年度から22年度において、おおむね360億円台で推移している。

歳出では、義務的経費と呼ばれる人件費、扶助費、公債費が平成22年度では243億円に達し、10年間で25億円の増となっている。このうち、人件費は定数適正化計画の実施による職員数の減や給与改定、各種手当の見直しなどにより、10年間で16億円減しており、公債費についても市債残高の減少により9億円の減となった。一方、扶助費は高齢化の進行、景気低迷による生活保護の増、障害者自立支援法の施行、乳幼児や児童への医療費助成事業、子ども手当等により50億円の増となっており、今後も増加が見込まれる。

物件費は、人件費を抑制するために民間委託を進めたことも要因のひとつで止むを得ない面もあるが、10年間で17.6%、19億円の増となっている(図表3)。こうした扶助費や物件費の増加を、今後どの程度抑制していくかが、大きな課題のひとつである。

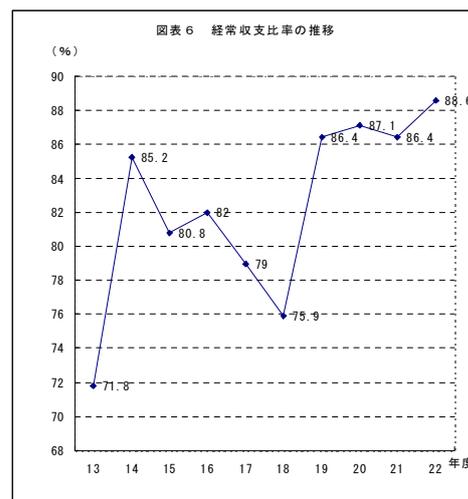
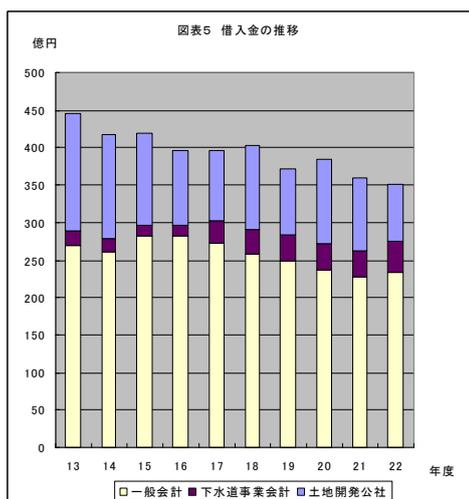
基金については、法人市民税の臨時的な増収分や事務事業の見直し等により生み出された財源を積み立ててきたことにより、10年前と比べ58億円増加し、平成22年度末で295億円に達している(図表4)。今後の施設更新のための財源の必要性を勘案すると、基金の更なる積み増しが今後も求められる。



市債については、平成22年度末の市債(借金)残高は、一般会計、下水道事業会計、土地開発公社あわせて、351億円で、平成13年度より95億円減少している。土地開発公社の借入金は、計画的な償還に努めており、平成13年度末借入残額157億円から平成22年度には75億円に半減しているが、今後も必要な土地の先行取得が予定されているため、これ以上の削減は進まない状況である。(図表5)。

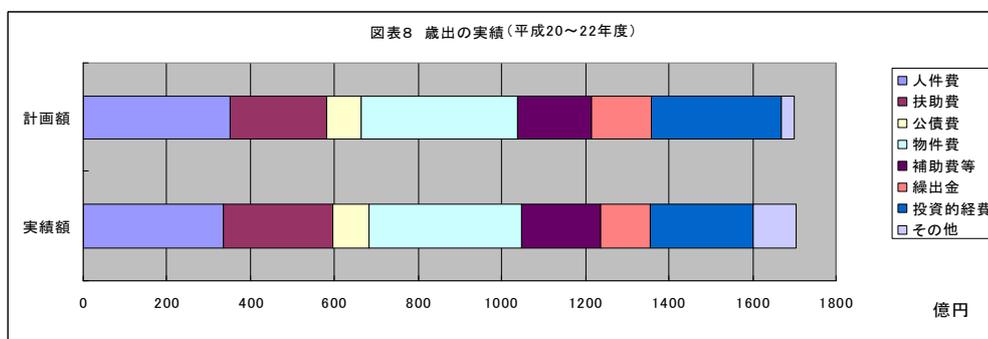
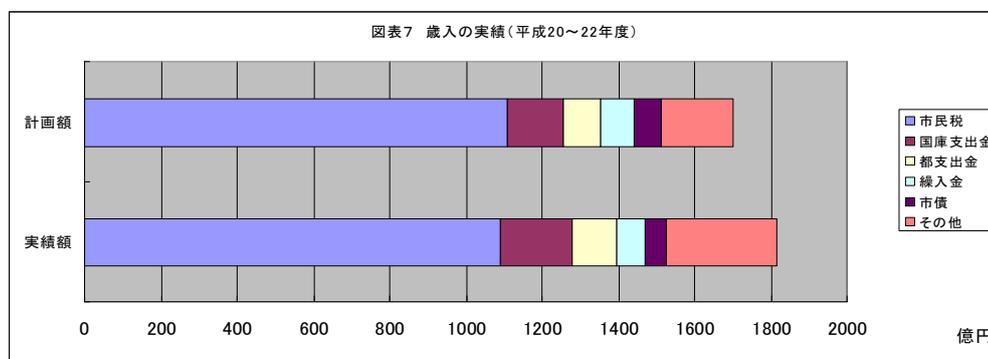
今後、クリーンセンターやその他の老朽化した公共施設の保全や建替えが見込まれ、多額の財源が必要となるため、基金や市債の計画的な活用が必要である。

市の財政の弾力性を示す指標として、経常収支比率があるが、都市部の他市と同様に上昇傾向にあり、平成19年度から平成22年度までおおむね86%~88%台で推移している(図表6)。一般的には70%~80%が適正水準といわれているが、都市化の進展につれて数値も上がる傾向にあり、平成22年度決算における東京都26市平均91.1%よりは低いものの、高止まりしている状況である。今後、扶助費や物件費の増により、現行水準を維持することが難しくなることが想定される。経常収支比率が90%を超えた際には、次の予算編成に当たって、何らかの抑制等の実施についてのルール化をする必要がある。



3 財政計画の策定の方法について

財政計画は、地方自治体が総合的な行政運営を行うために財源的な裏付けを保障するものであり、第五期長期計画は、この財政計画のもとに策定している。第四期長期計画・調整計画における平成20年度から22年度までの3年間の計画額と実績については、図表7、8のとおりで、歳入では計画額より実績額が上回っている。これは、平成20年度、国庫支出金として定額給付金にかかる交付金があったことや前年度繰越金の増などが大きな要因である。歳出は、全体額はほぼ同額であるが、平成21～22年度において投資的経費の縮減分と歳入の伸びた分を基金に積立てている。



財政計画策定にあたっては、第五期長期計画を担保し、従来の計画との整合性を図り、規律を持った財政運営を行うよう、次のとおりの方法とした。

- ①国の地域主権戦略大綱による、基礎自治体への権限移譲やひも付き補助金の一括交付金

化、地方税財源の充実確保などの方向性が示されたが、いまだ本市への影響は明確になっていない。また、震災対策の財源確保のための税制改正も検討されているが、明確な指針が出されていない。このため、制度変更や税制改正については、策定段階で確実に予測できるもののみ見込むこととする。なお、子ども手当については、平成 24 年度からの児童手当の支給が与野党合意されたが、財源や地方負担について明確にされていないため、従来の児童手当制度をベースとした。

②計画は一般会計に限るものとする。なお、特別会計については、各会計の財政計画を作成し、一般会計の繰出金を推計している。

③各年度の歳入歳出に当たっては、従来の策定方式である、直近年度(平成 22 年度)の決算額を基礎数値として、一定の伸び率を乗じて歳入歳出を算出する方式を採用し、武蔵野市人口推計や経済見通し等を考慮して策定を行う。

④新規の事業計画の投資的経費については、各該当年度にその財源とともに計上する。なお、バランスシートから財政計画上考慮しなければならない後年度負担等についても明らかにしておくこととする。

4 財政計画(平成 24～28 年度)

平成24年度から28年度までの5年間の財政計画は図表9のとおりとなる。

図表9 財政計画(24年度～28年度)

								(単位 億円)
歳入	22決算額	23予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24～28年度
市税	365	366	367	369	370	366	368	1,840
国庫支出金	60	70	69	73	71	81	77	371
都支出金	43	43	47	47	43	45	44	226
繰入金	29	19	23	26	23	27	30	129
市債	27	13	13	17	20	22	22	94
その他	94	57	61	60	62	63	61	307
計	618	568	580	592	589	604	602	2,967
歳出	22決算額	23予算額	24年度 計画額	25年度 計画額	26年度 計画額	27年度 計画額	28年度 計画額	合計額 24～28年度
人件費	112	100	99	97	95	99	99	489
扶助費	105	115	111	121	124	128	132	616
公債費	26	26	26	25	25	20	20	116
物件費	126	140	138	140	137	139	140	694
補助費等	57	61	60	63	63	63	63	312
繰出金	46	50	53	51	53	58	61	276
投資的経費	75	68	85	87	83	89	79	423
その他	44	8	8	8	9	8	8	41
計	591	568	580	592	589	604	602	2,967

歳入のうち市税は、平成 23 年8月時点の税制をベースに見込んだ。個人市民税は長引く景気低迷の影響による個人所得の縮小による減があるものの、市内の大型マンション建設に伴う納税者増や税制改正による扶養控除の見直しによる増収が見込まれるため、今後数年間はほぼ横ばいと想定している。法人市民税は、23 年度は震災の影響により一時的に減と想定しているが、それ以後はやや持ち直し、微増と見込んでいます。

固定資産税については、地価の動向や新築マンションの建設見込み等から推計した。不動産価格の下げ止まりから、価格の大幅な修正はないと想定しているが、大型マンションの建設により家屋の評価額が増となる一方、土地の評価額が減少することから、全体として微減と見込んでいます。

今後5年間の市税はほぼ同額の水準で推移するとし、増は見込めないと推計した。

国庫支出金は、障害者自立支援負担金、生活保護国庫負担金等の増、子ども手当に替わる児童手当給付、また平成 27、28 年度における新クリーンセンター(仮称)建設事業に係る補助金についても計上し、平均 11.6%の増と推計した。なお、震災の影響により国庫補助金の一部が削減されており、今後も実施される恐れがあるため、その動向を注視する必要がある。

都支出金は、都道整備に係る負担金、子育て推進交付金の推移や市立保育園の子ども協会移管による運営費負担金の増などを見込んだ。

繰入金は5年間で合計 129 億円と見込み、市債は新規事業における適債事業から合計94億円と推計した。

歳出については、人件費は給与改定を見込まず、定数適正化計画による職員数減、議員共済費や選挙人件費の見込みから算出した。また、退職手当については、定年退職を前提に推計を行った。

扶助費は、人口推計やこれまでの決算額の推移に生活保護事業、障害者自立支援事業、老人ホーム入所援護事業の増を見込んだほか、子ども手当で替わる児童手当などを加算し、毎年度 2.2%の増を見込んだ。

公債費は、3年据置き 20 年償還、借入利率 2.5%で算出した。

物件費、補助費等については、これまでの決算額の推移と今後予定されている事業経費を加えて抑制的に算出した。

繰出金は特別会計ごとに策定した財政計画から 5 年間合計で 276 億円としたが、このうち、下水道事業会計の使用料及び国民健康保険事業会計の保険税については、平成 25 年度に現行税(料)率の1割改定を想定して計上している。

新クリーンセンター(仮称)、武蔵境北口整備事業、公共施設の保全工事など、多額の経費を要する事業も予定されている。こうした投資的経費は全体で 423 億円となり、その内訳のうち一般財源は 108 億円でその他の財源は図表 10 のとおりとなっている。

図表 10 経常及び資本予算

(単位 億円)

区 分	平成22年度 決算	平成23年度 予算額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額	合計額 24~28年度
経常予算								
収入	564	519	524	528	532	533	535	2,652
支出	516	501	495	505	506	515	523	2,544
差額	48	18	29	23	26	18	12	108
資本予算								
投資的経費	75	68	85	87	83	89	79	423
財源								
一般財源(経常予算差額)	21	18	29	23	26	18	12	108
国庫支出金	4	14	14	17	14	21	15	81
都支出金	5	7	8	6	2	3	2	21
基金繰入金	18	16	21	24	21	25	28	119
市債	27	13	13	17	20	22	22	94
計	75	68	85	87	83	89	79	423

基金及び市債の残高は図表 11 のとおりで、基金については、従来方式と同様に想定が難しいことから、積立は利子分のみとしており、新規の積立は計上していない。基金残高は平成 28 年度で 159 億円、5 年間で 119 億円の減となる。

図表11 基金と市債等の残高見込み

区分	(単位 億円)						
	平成22年度 決算額	平成23年度 予算額	平成24年度 計画額	平成25年度 計画額	平成26年度 計画額	平成27年度 計画額	平成28年度 計画額
基金残高	295	278	257	233	211	186	159
市債残高(一般会計)	234	218	209	204	203	208	213
市債残高(下水道会計)	42	45	59	82	99	114	127
土地開発公社借入額	75	93	106	95	97	97	97
借入金合計	351	356	374	381	399	419	437
借入金－基金残高	56	78	117	148	188	233	278

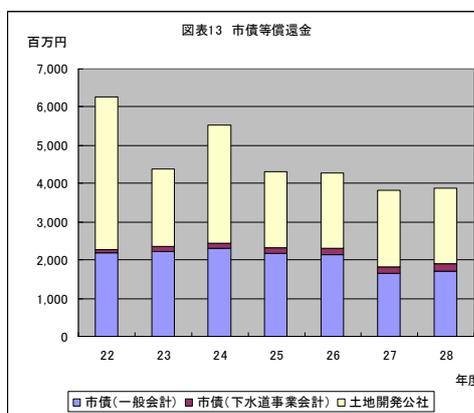
この計画をもとにした平成24年度のバランスシートは図表12のとおりで、平成22年度から平成28年度では、固定資産は273億円増加し、負債は14億円減する見込み。一方、公共施設整備基金等の特定目的基金は136億円減少するが、正味財産は151億円増加すると見込まれる。その結果、資産・負債のバランスは健全な水準を維持できると見込まれる。

財政計画上考慮されなければならない後年度負担である市債等の償還予定表は図表13のとおりである。

また、築30年を経過している主な施設の一覧として図表14を掲載しているが、本市では早期から公共施設を整備したため老朽化が進んでおり、計画的な更新は財政上における重要課題の一つとなっている。こうした施設の長寿命化を図るために、いままで施設の劣化保全工事を進めてきたが、これからはバリアフリーやユニバーサルデザインなどの福祉的な機能面、省エネルギーやCO2抑制、地球環境問題に対応する環境性能、そして安全性能などの改良保全に取り組んでいく必要がある。公共施設白書を作成し、公共施設の総量抑制による適正な配置の検討も進めているところである。

図表12 平成22年度及び平成24年度の予想バランスシート

	(単位：億円)		
	平成22年度	平成24年度	増減
流動資産	112	112	0
うち財政調整基金	61	61	0
固定資産	2,388	2,661	273
投資その他	261	125	△136
うち基金	234	98	△136
資産合計	2,761	2,898	137
負債	330	316	△14
うち市債	234	220	△14
正味財産	2,431	2,582	151
うち国・都支出金	325	422	97
うち積立金	295	159	△136
うち資産形成一般財源	1,811	2,001	190
負債・正味財産合計	2,761	2,898	137



5 財政見通し(平成29～33年度)

本計画の後半である5年間の展望計画期間における歳入については、市税はほぼ横ばいと見込んでおり、国庫支出金についても国の財源不足から増は厳しい状況が見込まれる。

歳出については、高齢者人口の増や景気低迷の影響などによる扶助費の増、保険給付の増による国民健康保険事業会計や介護保険事業会計等の特別会計への繰出金の増が見込まれる。平成24～28年度財政計画のトレンドから、扶助費は毎年約4億円程度が増加し、繰出金についても毎年3億円増加すると見込むと、合わせて毎年7億円増加し、33年度には35億円もの財源

が必要となる。また、物件費についても、毎年1億から2億円程度の増が見込まれる。さらに、平成22年度の公共施設の老朽化率は48.1%に達しており、施設保全経費の支出とともに建替え経費も必要となる。後年度になればなるほど、こうした経費が増加し、市の財政を圧迫することが想定される。老朽化が進んでいる施設としては、公会堂をはじめ、保育園や小中学校、くぬぎ園などがある。また、市内にある公園のうち借地が50か所67,321㎡存在するため、相続等があれば用地買収の可能性が生じ、この経費も莫大なものとなる。

本計画後半5年間の展望計画期間の財政運営は、いままで以上に、基金や市債、そして国・都支出金を最大限に活用していくことが必要である。しかし、基金は本計画において平成28年度末は159億円と見込まれており、後半の展望計画期間内に枯渇する恐れがある。また、市債の活用については、世代間の負担の公平及び後年度負担を考慮しながら慎重に行なわなければならない。

現在の財政状況は、良好と言えるが、想定されるこうした財政状況を考えれば、今まで以上に、集中と選択に基づく時代の変化に対応した重点施策への資源配分が重要であり、そのためには、より一層の事務事業の見直しやスクラップアンドビルドの徹底、施策の効率化に取り組む必要がある。

図表 14 築30年を超える主な市施設一覧

単位：㎡

竣工年度	経過年数	施設名													総延床面積		
		学校教育施設						コミュニティセンター	保育園	消防団		その他の施設					
		校舎			体育館					消防団	消防団						
S35	50年	五小北校舎															2,522.91
S36	51年	五中北校舎	五中南校舎														4,746.96
S37	50年																0.00
S38	49年	一中東校舎	一中西校舎			五中体育館								公会堂		2,486.62	9,907.57
S39	48年																0.00
S40	47年																0.00
S41	46年																0.00
S42	45年	二小東校舎	二小西校舎	二中東校舎	二中西校舎	二小体育館	三小体育館							桜堤調理場		776.64	13,633.60
S43	44年	一小校舎				四小体育館			南保育園	消防第6分団							6,089.17
S44	43年	三小校舎				一小体育館											5,447.70
S45	42年								東保育園								573.20
S46	41年	境南小東校舎	関前南小校舎	三小校舎	六中校舎	五小体育館	関前南小体育館	関前コセン		消防第2分団			関前住宅		1,439.94		18,823.14
S47	40年	四小東校舎	四小西校舎	五小西校舎	六中体育館				境南保育園				北町調理場		1,284.57		11,217.26
S48	39年									消防第10分団							126.20
S49	38年	三小北校舎	井の頭小校舎	四中校舎	五中北校舎増築棟			中央コセン									16,459.70
S50	37年	境南小西校舎						境南コセン					境南小給食室		360.54		7,125.97
S51	36年					境南小体育館		西久保コセン		消防第1分団			北町第2住宅北棟	くぬぎ園	三小こどもクラブ		6,904.63
S52	35年	桜野小校舎						吉祥寺東コセン	中町集会所	境南第2保育園			北町第2住宅南棟		1,238.76		7,582.31
S53	34年	四小南校舎	本宿小校舎			本宿小体育館		吉祥寺北コセン		消防第4分団	消防第8分団		本宿小給食室		354.41		10,535.54
S54	33年					大野田小体育館		本町コセン									1,907.57
S55	32年	六中東校舎						関前コセン					市庁舎東・西棟	市庁舎車庫棟	障害者福祉センター		26,735.84
S56	31年							御殿山コセン	桜堤コセン				シルバー人材センター	温水プール	本宿こどもクラブ		5,183.79
S57	30年					一中体育館	三中体育館	吉祥寺南コセン		桜堤保育園			桜堤児童館				11,139.35
合計		91,493.78			19,221.47			10,247.25	3,850.78	703.21	41,145.92						166,662.41

※平成23年8月31日現在

※境幼稚園、八幡町コミュニティセンターなど建替え、改修事業が具体的に進んでいる施設を除く

資料

策定の流れ

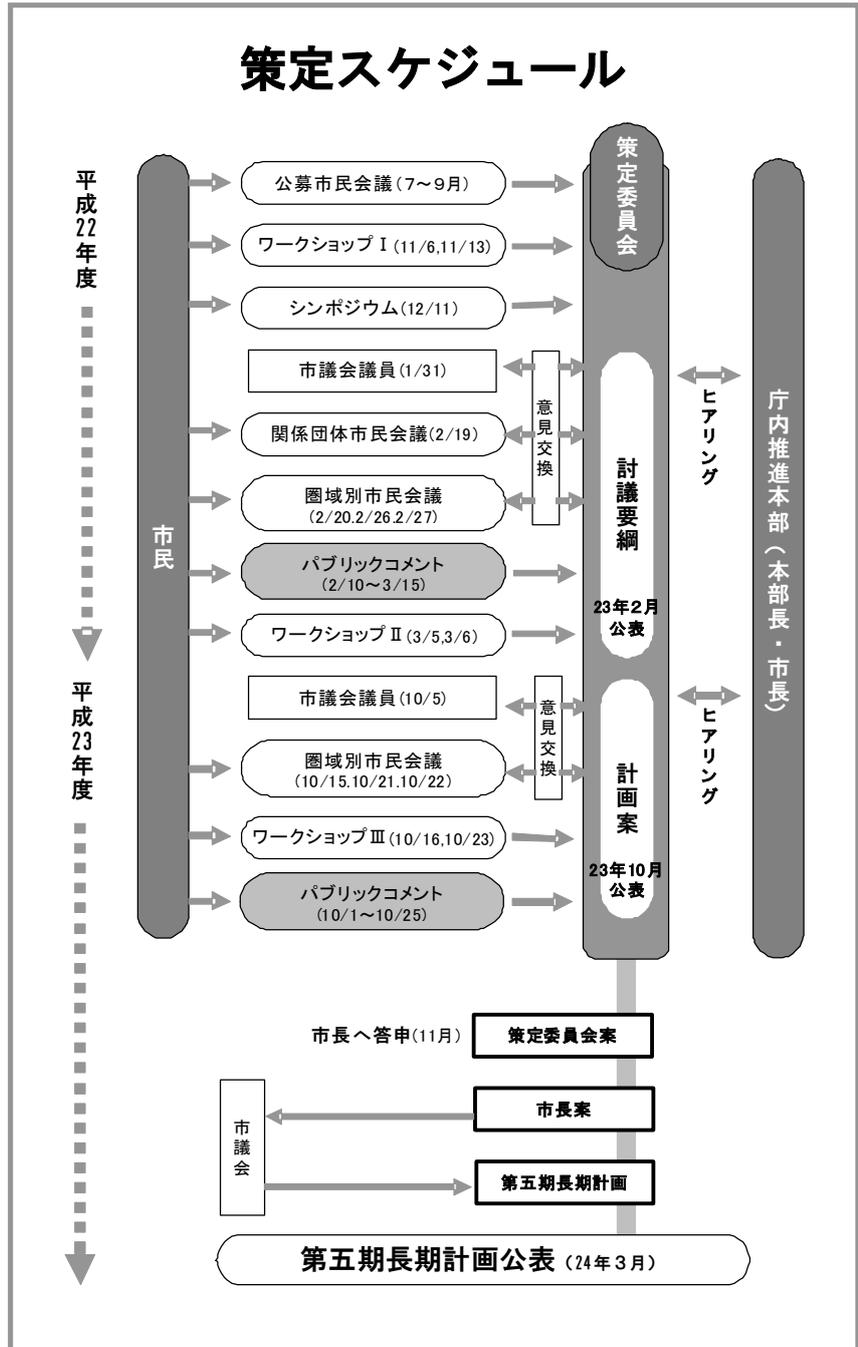
昨年7月に、策定委員会に先立ち公募市民会議を設置、8月末には市内在住の有識者、公募市民会議より選出された市民及び副市長からなる策定委員会を設置し、第五期長期計画の策定がスタートした。策定委員会では、各個別計画や報告書等を参考にしながら議論を深め、討議要綱を今年2月に作成、市報特集号(2月10日)に全文掲載するとともに全戸に配布し、これを元に市民や市議会議員との意見交換、パブリックコメントなど、様々な手法により広く意見をいただいた。

その後、3月11日に発生した東日本大震災によって当初予定を3カ月遅らせることとなったが、市民等よりいただいた意見を参考に議論を進め、基本課題や分野別施策をまとめた「第五期長期計画案」を作成、市報特集号(10月1日)により全戸配布したところである。

今後、この「第五期長期計画案」を元に、改めて圏域別市民会議などにより市民や関係者の意見を広く求めたのち、11月下旬には、委員会案が市長に答申される予定である。

市長は委員会答申に基づく市長案を議会にも諮ったうえで、平成24年春に第五期長期計画として公表する予定である。

なお、本計画に係る市民の意見は、常に受け付けており、策定委員会宛の意見は、事務局である市企画政策室企画調整課宛に、郵送・メール等の手段によりお届けいただきたい。



一 第五期基本構想・長期計画策定委員会 委員名簿 一

委員長	山本 泰	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
副委員長	見城 武秀	成蹊大学文学部教授
	小竹 佐知子	日本獣医生命科学大学応用生命科学部准教授
	近藤 康子	サントリービジネスエキスパート株式会社 お客様リレーション本部VOC推進部顧問
	作部 径子	公募市民委員
	前川 智之	株式会社山下ピー・エム・コンサルタンツ企画開発部部长
	松本 すみ子	東京国際大学人間社会学部教授
	会田 恒司	副市長
	井上 良一	副市長